

# 沼津市地域公共交通利便増進実施計画

令和4年2月策定  
(令和6年2月改定)

沼 津 市



---

## 【目次】

<b>第1章 計画概要</b> .....	1
1-1 計画の目的 .....	1
1-2 計画の位置づけ .....	1
1-3 計画の枠組み .....	1
1-4 沼津市のまちづくりと公共交通 .....	2
1-5 沼津市における公共交通の課題 .....	3
1-6 沼津市地域公共交通計画について .....	5
1-7 地域公共交通計画と利便増進実施計画の関連について .....	11
1-8 沼津市地域公共交通利便増進事業（全体計画） .....	13
<b>第2章 実施事業の内容</b> .....	22
2-1 事業の内容・実施主体 .....	22
（1）「イ. ①旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更」に関する事業 .....	22
（2）「ロ. ①運賃又は料金の設定」に関する事業 .....	31
（3）「ロ. ②運行回数又は運行時刻の設定」に関する事業 .....	33
（4）「ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う事業（その他の事業）」 .....	34
2-2 実施予定期間 .....	36
2-3 事業実施に必要な資金の額・調達方法 .....	38
2-4 事業の効果 .....	40
<b>第3章 利便増進事業に関連して実施する事業</b> .....	44
3-1 事業の内容 .....	44
3-2 実施予定期間 .....	45
<b>第4章 地方公共団体による支援の内容</b> .....	46

## 第1章 計画概要

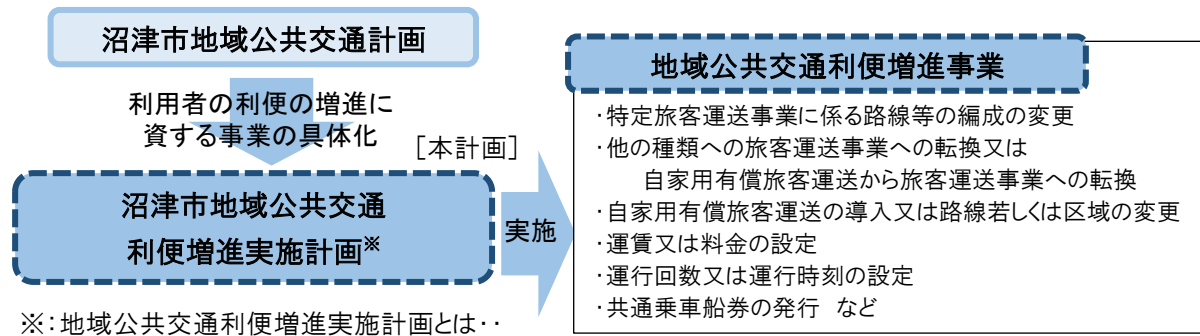
### 1-1 計画の目的

「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」を根拠法令とし、沼津市の将来都市像の実現に向けた地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善を図るための総合的な交通計画として、「沼津市地域公共交通計画」を策定しています。

本計画は、沼津市地域公共交通計画に基づき、市内の路線全体を見直し、持続的な移動手段の確保と、利便性向上による利用促進を図るための具体的な事業を定めたものです。

### 1-2 計画の位置づけ

本計画では、沼津市の総合的な交通計画である「沼津市地域公共交通計画」の実施計画として位置づけます。



※：地域公共交通利便増進実施計画とは…  
地方公共団体が中心となって、路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利便の増進に資する取り組みを通じて地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るための実施計画

### 1-3 計画の枠組み

#### ① 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）の4年間とします。

なお、計画期間中の状況の変化に応じて適宜見直しを図っていきます。

関連計画	短期		中期		長期		R8年度～ (2026～)
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	
第2次沼津市都市計画マスタープラン(平成29年1月策定)	～令和18年度						
沼津市立地適正化計画(平成31年3月策定)	～令和18年度						
沼津市地域公共交通計画(令和2年3月策定、令和4年2月改定)	令和2年度～令和7年度						
沼津市地域公共交通利便増進実施計画	令和4年度～令和7年度						

#### ② 計画の区域

本計画の区域は、沼津市全域とします。

## 1-4 沼津市のまちづくりと公共交通

人口減少、少子高齢化が進展していく中、市街地が拡散し、都市機能が低密度化していくと、これまで一定の人口集積により支えられてきた医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能の維持が困難となっていきます。また、日常生活に欠かせない生活交通手段の不足、空き家の増加による居住環境の悪化、老朽化した道路インフラの維持コストの増大など、市民生活、都市活動、都市経営等における様々な影響が懸念されるほか、交通やエネルギー消費の点で、環境負荷の増大にもつながります。

こうした課題に対応するため、郊外の無秩序な拡大を防ぎながら、都市機能を各拠点等に集約し、各拠点が公共交通により有機的に接続されることで沿線に居住が誘導されるコンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを行うことが必要です。

このような都市構造の実現のため、都市機能等を適正配置へ誘導する立地適正化計画の策定、コンパクトな都市を支える骨格的な都市基盤の整備、都市拠点における魅力あるまちづくりなど取り組みを進めており、今後は、拠点を繋げる公共交通網の形成が重要となり、様々な施策を総合的に展開していくことが必要となります。

本市の公共交通は、東西にJR東海道本線とJR御殿場線の2つの在来線が走り、本市の中心核である沼津駅と各地域の拠点となる大岡駅、片浜駅、原駅が整備されています。また、沼津駅を中心として3社のバス路線が放射状に広範囲に整備されています。

市中心部においては、主要道路上に網羅的にバス路線が配置され、概ね高い運行水準が確保されていますが、複数の事業者による重複運行が見られるなど、必ずしも路線の再編や集約は進んでいない状況が見受けられます。

南部地域においては、利用者の減少により廃止となった路線について、市が運行主体となって事業者に運行を委託することによって移動手段を維持し、中心部とのネットワークを確保しています。また、西部地域においては、片浜駅、原駅を起点に地域の活性化や地域交流を促すことを目的に循環バスが運行され、市が運行経費の補助を行っており、地域拠点における住民の移動手段として利用されています。いずれも地域と協働しながら、持続可能な公共交通を育てていくことが重要です。

近年においては、都市拠点である中心市街地と本市のにぎわいの核であり観光交流拠点である沼津港の結びつきを強化し、沼津港のにぎわいを沼津駅周辺や本市全体へ波及させていくことが重要であることから、沼津駅と沼津港間において次世代のモビリティツールの実証実験を行うなど、公共交通軸の形成に向けたネットワーク強化の取り組みを行っています。

今後は、本市の公共交通の課題を精査した上で、まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの構築に向けて、鉄道駅を拠点に市内全域に網羅されているバス路線について、路線を見直すことで効率化や公共交通軸の明確化を図り、基幹路線と各拠点における地域内交通との連携も充実させながら、市全体を見渡した効率的で利便性の高い公共交通の構築に向けて、公共交通の施策展開を図っていきます。



## 1-5 沼津市における公共交通の課題の整理

沼津市地域公共交通計画において、本市の公共交通に関する問題点を整理し、次の6つの課題に整理しています。これらの課題を受け、市内の路線全体を見直し、持続的な移動手段の確保と、利便性向上による利用促進を図っていきます。

沼津市における  
公共交通の課題  
(6つの視点)

- 課題1:公共交通軸が不明確
- 課題2:地域内交通が不十分
- 課題3:利便性向上への取り組みが不足
- 課題4:事業者間連携が不足
- 課題5:拠点間の連携が不足
- 課題6:自然災害や危機事象発生時への準備、対応が必要

### ○課題1:公共交通軸が不明確

～中心市街地と周辺地域の公共交通が頼れるものになっていない～

沼津駅から放射状に路線バス網が整備されていますが、事業者間の調整が図られず効率的になっていません。また、バスの運行の遅れが顕著であったり、バスの運行頻度が乏しく、最終バスの運行時間が早いなど公共交通が不便な地域が存在しています。中心市街地と周辺地域において日常的に利用できるよう公共交通軸を明確化し、頼れる公共交通が必要です。

### ○課題2:地域内交通が不十分

～買い物や通院困難者などへの取り組みが不足している～

郊外部では、自主運行バスなどにより路線バスを維持していますが、主要道路を運行しているため、バス停まで距離があるなど、路線バスを利用することが困難な地域が存在し、移動手段の確保対策が不足しています。

このため、路線バスを利用しにくい交通不便地域では、路線の新設や機動性のあるタクシーの活用などラストワンマイルの交通サービスの検討を進めるとともに、市民協働の取り組みが必要となっています。

### ○課題3:利便性向上への取り組みが不足

～利用者の玄関口であるバスターミナルやバス停が、誰もが使いやすい環境になっていない～

交通結節点となっている沼津駅南口バスターミナルでは、同一の行き先に対して複数の乗り場があるなどわかりづらく、上屋が無い乗り場があるなど、待合環境に課題があります。市内の各バス停についても、同名のバス停が事業者ごと、方面ごとに複数設置されている箇所や、安全に安心して待つことができないバス停が多数あります。

また、バスの運行情報や案内表示が各社により提供され統一感がなく、各社でバスの乗り方、運賃の支払い方法の違いなどもあり、わかりづらく、使いづらい環境となっています。

#### ○課題4:事業者間連携が不足

～提供するサービスや情報等の連携が図られておらず、利用促進効果が限定的となっている～

バス事業者3社のサービス（路線図、時刻表、案内窓口、運行情報の提供、運賃、フリーパス、企画乗車券など）が個別に提供されており、また、各交通事業者間での利用促進策の連携も不足しており、お得で楽しくおでかけする環境が整っていません。

#### ○課題5:拠点間の連携が不足

～沼津駅周辺と沼津港が相互ににぎわいを波及させるための連携が不足している～

都市拠点である中心市街地と、本市のにぎわいの核であり観光交流拠点である沼津港との連携を強化し、駅周辺や本市全体へにぎわいを波及していくことが重要であり、沼津駅と沼津港の結びつきを強化していくことが求められます。

また、沼津港への交通手段は自家用車が最も多く8割を超えている一方で、観光バスは15%、路線バスは3%となっています。渋滞や駐車場不足などの課題もあることから、公共交通への転換を促す取り組みが必要です。

#### ○課題6:自然災害や危機事象発生時への準備、対応が必要

～公共交通利用の安心、安全確保がますます必要となっている～

近年の豪雨、大規模水害による車両水没、運行への影響など、自然災害へのリスクが高まっています。公共交通機関が安定的に提供されることが、市民等の生活の安心、安全につながるため、日ごろからの災害対策、準備が重要となります。

また、近年のコロナウィルス感染症に代表されるような新たな危機事象などに対して、公共交通利用の安心、安全確保といった視点も求められています。

このように、自然災害や危機事象発生時への準備・対応、公共交通利用の安心・安全確保の必要性が高まっています。

## 1-6 沼津市地域公共交通計画について

### (1) 基本的な方針

沼津市地域公共交通計画において、まちづくりの基本的な考え方と公共交通の課題を踏まえ、本計画の基本的な方針を下記のとおり掲げています。

#### 【基本的な方針】

## 「行きたいまち、住みたいまち。」 ～公共交通の改善により、選ばれるまちへ～

沼津市の公共交通の強みを活かし、弱みを改善することにより交通利便性を高め、暮らしの足やおでかけの足として、いつでも、どこでも、誰でも安心して利用出来る使いやすい公共交通を構築し、住みやすく訪れたいまちを目指します。

○強み…東西の鉄道軸（JR東海道本線及びJR御殿場線と4つの駅（沼津駅、片浜駅、原駅、大岡駅））

バス事業者3社による沼津駅を起点とした多方面への路線整備  
タクシー事業者11社により市内全域を網羅

○弱み…各バス事業者のサービス提供によるわかりにくさ（乗り場、案内表示、路線網等）  
各交通モード（鉄道、バス、タクシー）の連携不足

### (2) 沼津市が目指す地域公共交通体系

沼津市地域公共交通計画における、基本的な方針、本市の公共交通の強み（東西の鉄道軸や多方面へのバス路線整備等）を踏まえ、本市が目指す地域公共交通体系を次頁に示します。

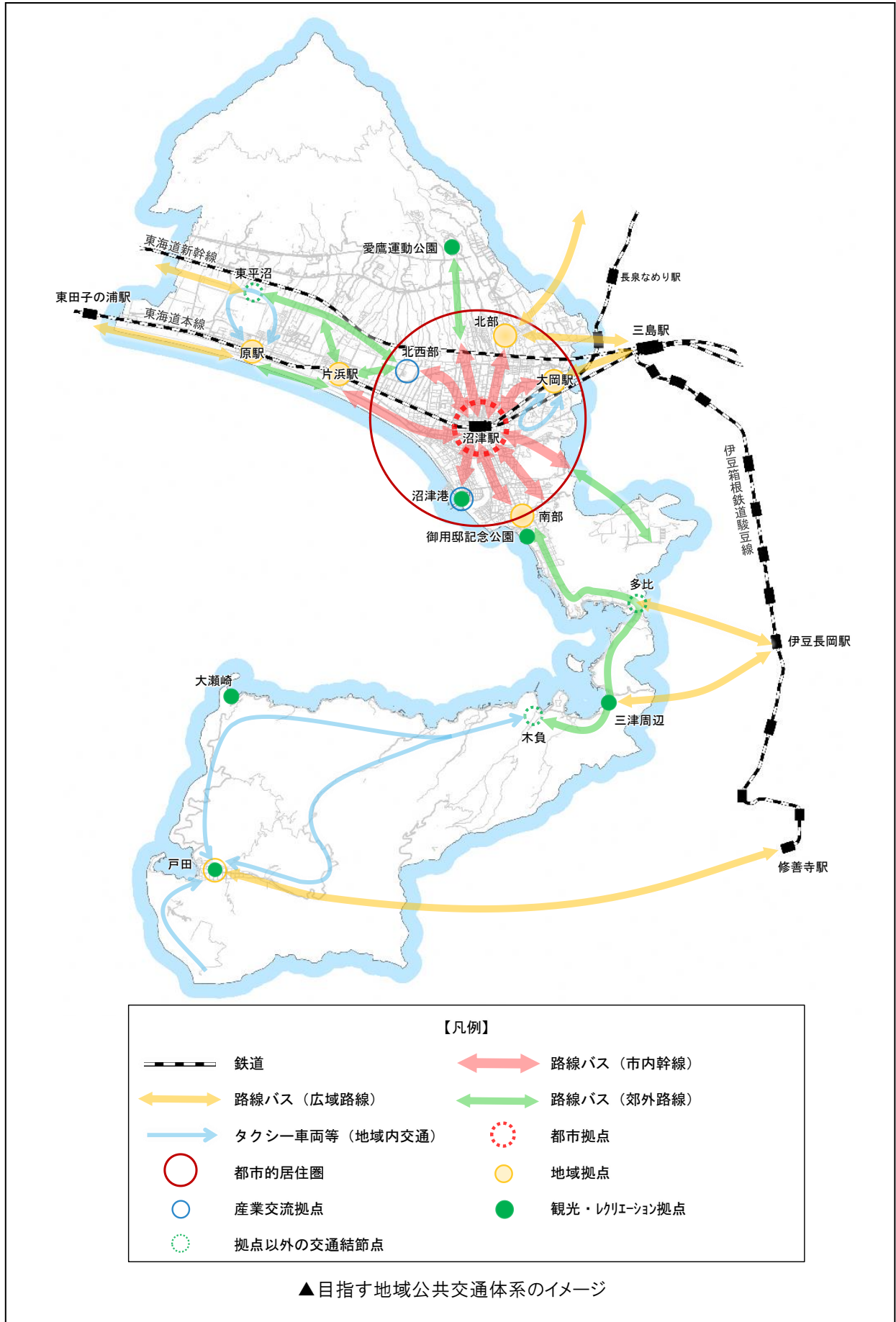
今回、「沼津市地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、地域公共交通利便増進事業として、主に路線バスの路線再編やダイヤの見直しなどにより、利便性を向上させつつ効率的な運行に改善することで、本市が目指す地域公共交通体系を構築し、持続可能なネットワークの形成を図っていきます。



地域公共交通体系の構成要素

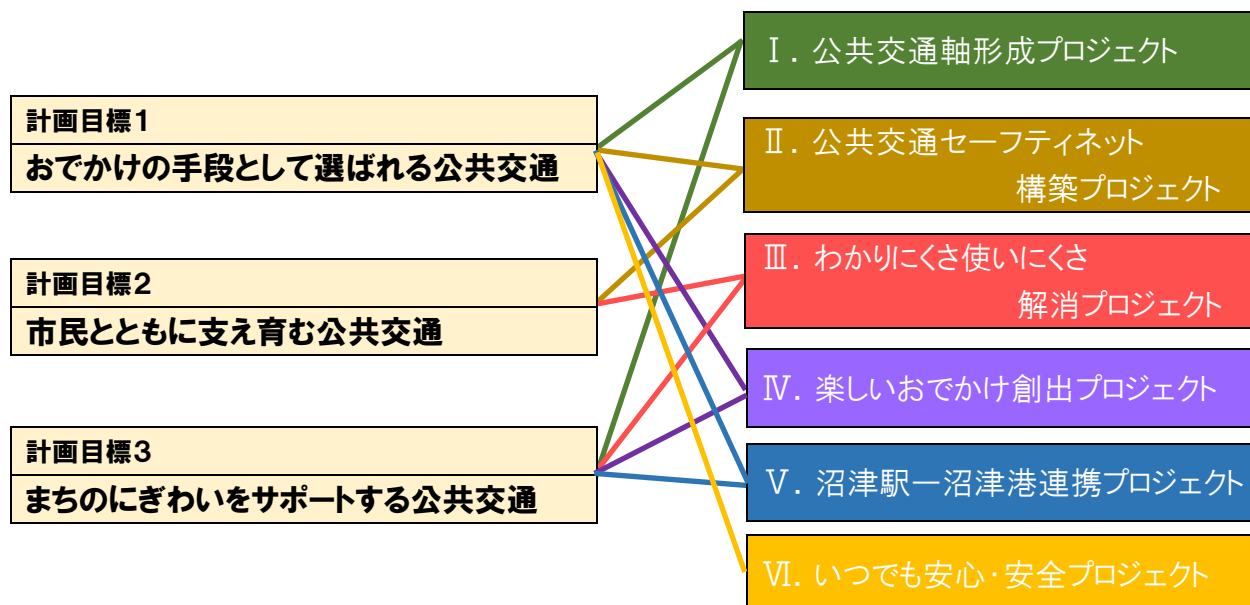
移動手段 分類	役割	主な路線	実施主体	備考 (補助等)	
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>市外から都市拠点や地域拠点を結ぶ鉄道路線。</li> <li>東西軸として市民及び観光客の広域的な移動を担い、高い輸送力と速達性を有する。</li> </ul>	JR 東海道本線 JR 御殿場線	東海旅客鉄道		
高速バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内と首都圏等を結ぶ高速バス路線。</li> <li>鉄道路線の補完的な役割を担う。</li> </ul>	沼津ー東京駅、渋谷、新宿、京都、大阪	富士急シテイバス 東海バス WILLER		
路線バス	市内幹線	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市拠点である沼津駅を起点とし、市内の拠点を結ぶ路線のうち、都市的居住圏内（沼津駅から概ね 3km 圏内）までの区間。</li> <li>主に、通勤・通学など都市的居住圏内における市民の日常生活の移動を担い、鉄道や広域路線との接続等により高水準のサービスを提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海道線（沼津駅ー片浜駅）</li> <li>拓南東線（沼津駅ー拓南東）</li> <li>運転免許センター線（沼津駅ー東部運転免許センター）</li> <li>北小林線（沼津駅ーマール沼津工場前）</li> </ul>	富士急シテイバス	<ul style="list-style-type: none"> <li>国補助（フィーダー）</li> <li>市補助</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市拠点である沼津駅を起点とし、市内の拠点又は隣接する市町の拠点を結ぶ路線のうち、都市的居住圏内までの区間。</li> <li>主に、沼津駅及び地域拠点・産業交流拠点へのアクセスを担い、ニーズに応じた運行サービスを提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下香貫循環線（沼津駅ー東桃郷・木の宮ー沼津駅）</li> </ul>	東海バス	
	郊外路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内幹線のうち市内の都市的居住圏外を運行する路線またはその他市内の拠点間を結ぶ区間。</li> <li>主に、都市的居住圏外エリアと中心市街地間の移動や、通勤・通学など市民の日常生活の移動を担い、地域のニーズに応じた運行サービスを提供する。</li> </ul>	市内幹線のうち都市的居住圏外を運行する区間 上記路線のうち西浦線（沼津駅ー木負農協、江梨）	東海バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>県補助</li> <li>市補助</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>市内幹線のうち隣接する市町の拠点までを運行する路線。</li> <li>主に、通勤・通学等で市町を跨ぐ市民の移動を担い、鉄道との接続等を考慮した運行サービスを提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ららぽーと・原団地・原駅線（原駅ーららぽーと沼津）</li> <li>片浜・柳沢線（片浜駅ー柳沢）</li> </ul>	富士急シテイバス	<ul style="list-style-type: none"> <li>国補助（フィーダー）</li> <li>市補助</li> </ul>
	広域路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内幹線のうち隣接する市町の拠点までを運行する路線。</li> <li>主に、通勤・通学等で市町を跨ぐ市民の移動を担い、鉄道との接続等を考慮した運行サービスを提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沼津大岡三島線（沼津駅ー三島駅）</li> <li>沼津静浦長岡線（沼津駅ー伊豆長岡駅）</li> <li>柿田線（沼津駅ー三島駅）</li> <li>原線（沼津駅ー東田子の浦駅）</li> <li>がんセンター線（沼津駅ー静岡がんセンター）</li> </ul>	伊豆箱根バス 東海バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>国補助（地域間幹線）</li> <li>県補助</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の拠点から隣接する市町の拠点を結ぶ路線。</li> <li>主に、近隣市町から市内観光拠点及び中心市街地への来訪者の移動の足を担い、ニーズに応じた運行サービスを提供する。</li> </ul>	長岡伊豆三津シーパラダイス線（伊豆長岡駅ー伊豆・三津シーパラダイス） 戸田線（修善寺駅ー戸田）	伊豆箱根バス 東海バス	
タクシー（乗合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地域や交通不便地域における移動手段として、タクシー車両により運行する路線。</li> <li>主に路線バスによるサービスが十分に行き届かない地域住民の日常生活の移動を担う。</li> <li>鉄道駅や郊外路線、地域間路線との接続による中心市街地への移動の確保や、地域内循環による高齢者のくらしの足として、地域内の移動を支える役割を担う。</li> </ul>	ミューバス原・浮島線（原駅ー荒久）	市（運行はタクシー事業者に委託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国補助（フィーダー）</li> <li>市補助</li> <li>県補助</li> <li>市補助</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>戸田・土肥線（戸田ー土肥温泉・土肥港）</li> <li>戸田・江梨線（戸田ー江梨・木負農協）</li> </ul>			
		大岡地区内循環 その他の交通不便地域			
タクシー（乗用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域を対象とした乗用タクシー。</li> <li>路線バスでは対応が難しい時間帯やエリアでのきめ細やかなサービスを提供する。</li> </ul>	市内全域			

※地域間路線及び地域内交通については、上記に示す役割を実現するため、国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線の確保維持及び車両を取得することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要となります。



### (3) 計画の目標とプロジェクト

沼津市地域公共交通計画において、設定された基本的な方針に基づき、沼津市の公共交通の課題を解消し、まちづくりと一体となった地域公共交通網を形成するために3つの目標を設定し、6つのプロジェクトを推進していくこととしています。



### (4) 各プロジェクトの具体的な施策とスケジュール

沼津市地域公共交通計画において設定している各プロジェクトの具体的な施策とスケジュールを次頁以降に示します。

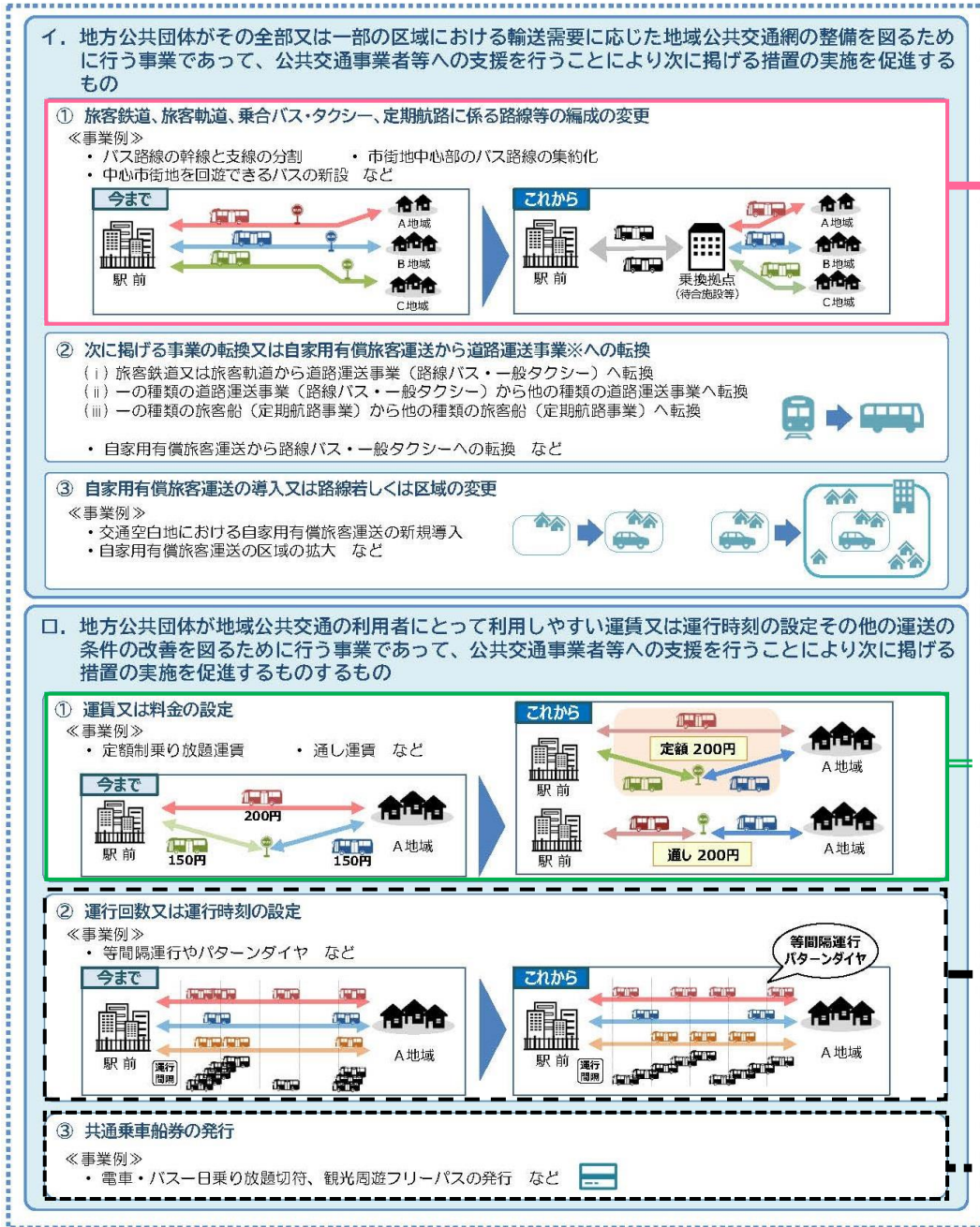
なお、施策において、利便増進事業に位置づける事業について●印で示しています。

プロジェクト	No	施策内容	利便増進事業	キーワード
I. 公共交通軸形成プロジェクト	I-①	路線の再編、集約	●	軸
		渋滞頻度の高い路線の渋滞解消対策検討(バスレーン・右左折レーン・PTPS等)		
		人口集積地への路線の新設	●	
	I-②	公共交通軸における運行頻度の確保	●	
I-③	公共交通軸における運行時間帯の拡大		終バス	
I-④	乗務員確保に向けた対策		人材	
II. 公共交通セーフティネット構築プロジェクト	II-①	地域住民主体の協議会を支援(地域の公共交通を育てる)		人口集積地
	II-②	自主運行バス等の路線再編・集約と運行維持に係るルールづくり	●	郊外
	II-③	多様なニーズに対応したタクシーの活用	●	
	II-④	バリアフリー車両の導入推進		福祉
	関連取組	【福祉施策】 福祉有償運送運営協議会 【福祉施策】 重度障害者タクシー利用料金助成制度 【交通安全施策】 高齢者運転免許証自主返納支援事業		福祉 安全
III. わかりにくさ 使いにくさ 解消プロジェクト	III-①	沼津駅バスターミナルを行き先方面別へ再編		交通結節点 ・拠点
	III-②	バスターミナル発着のダイヤ調整	●	
	III-③	バス停位置等の見直し・改善		バス停
	III-④	バス停の案内表示、デザインの統一		
	III-⑤	運行情報のデータ化と活用	●	情報提供
	III-⑥	デジタルサイネージの設置	●	
	III-⑦	支払い方法、乗車方法の見直し検討		料金・支払い
	III-⑧	利用しやすい運賃体系への見直し	●	
	III-⑨	バス停の環境改善(駐輪場設置、コンビニ等との連携、バリアレス縁石活用等)	●	バス停
	III-⑩	バスターミナルの環境改善	●	
IV. 楽しいおでかけ 創出プロジェクト	IV-①	路線図・時刻表の作成	●	利用促進
	IV-②	企画乗車券・フリーバス・高齢者バスの販売	●	
	IV-③	バスイベント、企業・地区セミナーなどの開催		
	IV-④	共同案内所の設置		案内窓口
	関連取組	【観光・移住施策】 多様なニーズに対応したタクシーの活用(BAR、サイクルキャリー、ぬまづ暮らし)		観光
V. 沼津駅-沼津港 連携プロジェクト	V-①	新たなモビリティツールの活用		駅-港
	V-②	新技術の検証(県との連携による自動運転検証など)		
	V-③	沼津港のバス乗り場の集約		
	V-④	デジタルサイネージの設置(沼津港)	●	
	V-⑤	沼津駅-沼津港間の路線バス利用者の確保	●	
VI. いつでも安心・ 安全プロジェクト	VI-①	災害発生時の運行継続のための仕組みづくり		防災・減災
	VI-②	感染症など危機事象への対応		安心

		実施体制・スケジュール				実施主体
短期	中期	長期				
R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	
	利便増進実施計画(市)	実施(交・市)				沼津市、バス事業者
		協議(交・市)				沼津市、バス事業者
		調査(市)	実施実験(市・交)	本格運行(交)		沼津市、バス事業者 タクシー事業者
	対策検討・実施(交・市)					バス事業者、タクシー事業者 沼津市
	モデルケースとして支援(市)	制度化検討(市)	支援の制度化(市)			沼津市
	路線再編・集約(市)					沼津市
	運行基準検討(市)		運行見直し(市)			沼津市
	展開メニューの検討(市・交)					沼津市、タクシー事業者 地元自治会
		実証実験・検証(地元自治会)	本格運行(地元自治会)			沼津市、タクシー事業者 地元自治会
	導入(交)					バス事業者、タクシー事業者
						沼津市、有償運送事業者
						沼津市
						沼津市
	方面別再編(市・交)	●案内表示改修(市・交)				沼津市、バス事業者
	検討(市・交)	順次見直し(交)				沼津市、バス事業者
	集約化の見直し検討(市・交)					沼津市、バス事業者
		案内表示の見直し(市・交)				沼津市、バス事業者
	マニュアル作成(市)	順次見直し(交)				沼津市、バス事業者
	勉強会(市・交)	データ整備(交)	活用検討(市・交)			バス事業者、タクシー事業者
	バスロケ導入(市・交)					沼津市、バス事業者
		沼津駅設置(市・交)	順次設置(市・交)			沼津市、バス事業者
	順次見直し(市・交)					沼津市、バス事業者
		検討(市・交)	実施(市・交)			沼津市、バス事業者、 タクシー事業者
	順次見直し(市・交)					沼津市、バス事業者
		原駅整備(市)			沼津港整備(県)	沼津市、静岡県
	●路線図配布(市・交)	随時見直し(市・交)		時刻表作成(市・交)		沼津市、鉄道事業者、 バス事業者、タクシー事業者
	検討(市・交)		実施(市・交・関)			沼津市、バス事業者、 観光・商工関係者
	イベント等実施(市・協議会・交)					沼津市、協議会、バス事業者 タクシー事業者
		検討(市・交)				沼津市、バス事業者
						沼津市、タクシー事業者
	グリーンスローモビリティ導入・運行(市・交)					沼津市、バス事業者
	自動運転実証実験(県・市)			新技術の検証(県・市)		静岡県、沼津市
	港ターミナル設計(市)	乗り場集約(交)			改修工事(県)	静岡県、沼津市、バス事業者
		設置(市・交)				沼津市、バス事業者
		調査(市)	対策実施(市・交)			沼津市、バス事業者
	検討(市・交)	実施(市・交)				沼津市、鉄道事業者、 バス事業者、タクシー事業者
	実施(市・交)					沼津市、鉄道事業者、 バス事業者、タクシー事業者

### 1-7 地域公共交通計画と利便増進実施計画の関連について

本計画において定める利便増進事業は、公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十六「地域公共交通利便増進事業の実施」において、以下の事業が位置付けられています。また、利便増進事業以外にも、「利便増進事業に関連して実施する事業」を位置付けることが出来ます。本計画での施策の事業区分を以下に整理します。



イ①

ロ①

ロ②

ロ③

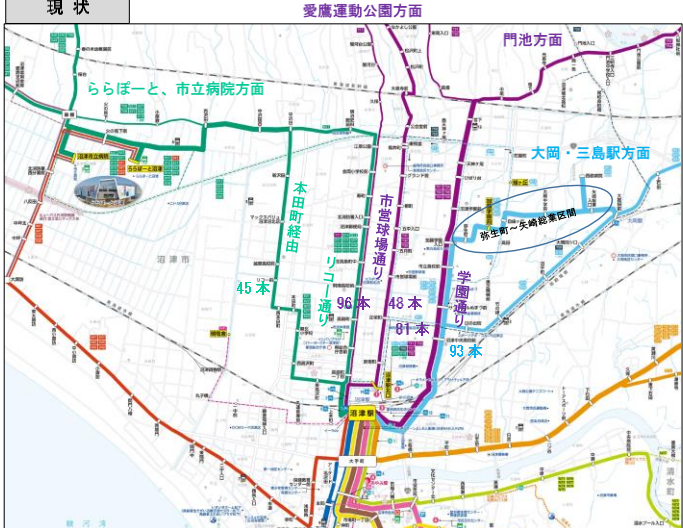
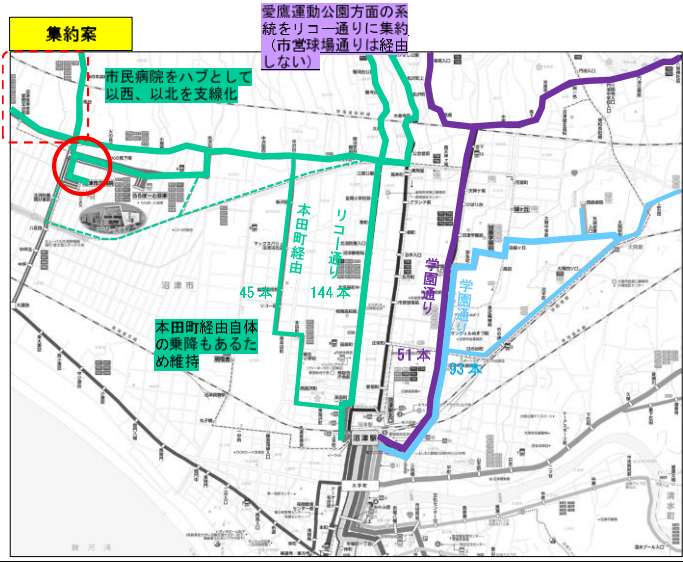
**ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則§9の3）**  
 <事業例>  
 ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善  
 ② 交通結節施設における乗降場の改善  
 ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供  
 ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化  
 ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入  
 ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置  
 ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

ハ

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業



1-8 沼津市地域公共交通利便増進事業（全体計画）



実施項目	路線の集約・再編
実施年度	順次
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	I. 公共交通軸形成プロジェクト I-① ●路線の集約・再編
対象地域・路線	・都市的居住圏内
目的(ねらい)	・路線の再編・集約による運行の効率化、収支率の改善、利便性の向上
事業概要	<p>【例：北部地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沼津駅と北部方面を結ぶ路線については、複数の路線が散在していることから、各路線の運行頻度が十分に確保できていない状況にあります。</li> <li>・利用実態に基づき路線の集約を行い、運行の効率化を図ることで、運行頻度の高い公共交通軸を形成し、サービス水準の向上を図ります。</li> </ul> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">現状</div>  </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">集約案</div>  </div> </div>
実施主体	バス事業者、沼津市



実施項目	人口集積地への路線の新設
実施年度	大岡地区：順次、岡宮地区：R 7年度
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	I. 公共交通軸形成プロジェクト I-① ●人口集積地への路線の新設
対象地域・路線	・都市的居住圏内の交通不便地域
目的(ねらい)	・交通不便地域の解消、都市的居住圏内のサービス水準の向上
事業概要	<p>【例：大岡地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会を実施主体として乗合デマンドタクシーの実証運行を行った大岡地区について、実証運行の結果分析を行い、本格運行に向けた検討を行います。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>【例：岡宮地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業が進行中の岡宮北地区について、現在路線バスが運行しておらず交通不便地域となっています。</li> <li>・今後居住人口の増加が見込まれるため、需要やニーズに応じた新規バス路線の導入による交通不便地域の解消を図ります。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>「岡宮北地区区画整理事業区域図」</p>
実施主体	バス事業者、タクシー事業者、地元自治会、沼津市

実施項目	公共交通軸における運行頻度の確保
実施年度	R 6 年度
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	I. 公共交通軸形成プロジェクト I-② ●公共交通軸における運行頻度の確保
対象地域・路線	・都市的居住圏内
目的(ねらい)	・公共交通軸の形成、都市的居住圏内のサービス水準の向上
事業概要	<p>・都市的居住圏内における路線の集約等により、公共交通軸の運行頻度を確保するほか、利用しやすいダイヤに調整し、サービス水準の向上を図ります。</p>
実施主体	バス事業者、沼津市

実施項目	自主運行バス等の路線再編・集約と運行維持に係るルールづくり
実施年度	西部地区：R 4 年度、南部地区：R 5 年度
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	II. 公共交通セーフティネット構築プロジェクト II-② ●自主運行バス等の路線再編・集約と運行維持に係るルールづくり
対象地域・路線	・西部地区（ミューバス片浜駅・原駅、柳沢線、原団地線） ・南部地区（西浦・伊豆長岡駅方面）
目的(ねらい)	・路線の再編・集約による運行の効率化、利便性の向上
事業概要	<p><b>【例：西部地区】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミューバス片浜駅循環線は、便により西回り、東回りと循環方向が変わる点、中田通りと病院通りの経路が異なる点、営業時間内であってもららぽーと沼津を経由しない便があるなど、利用者によりわかりづらい点が挙げられます。</li> <li>・利用の少ない地域のフィーダー化、ららぽーと沼津利用者によりわかりやすい路線への再編、地域住民が利用しやすい路線への再編を図ります。</li> </ul> <p><b>【例：南部地区】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西浦・伊豆長岡駅方面について、全体としての利用者数は少ないものの、朝夕に長井崎小中一貫学校、市内高等学校へ通う児童生徒のほか、移動手段を持たない子供や高齢者の方々に利用されており、地域を支える路線となっています。</li> <li>・しかし三津以南では、利用者数が極端に少なく、運行効率が劣っている状況にあります。</li> <li>・利用の少ない区間のフィーダー化と結節点での幹線への接続を検討します。</li> </ul>

実施項目	多様なニーズに対応したタクシーの活用
実施年度	大岡地区：順次、その他：R7年度
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	Ⅱ. 公共交通セーフティネット構築プロジェクト Ⅱ-③ ●多様なニーズに対応したタクシーの活用
対象地域・路線	・交通不便地域
目的(ねらい)	・交通不便地域の解消、地域内交通の充実
事業概要	<p>・交通不便地域を解消するため、乗合デマンドタクシー等、タクシーを活用した新たな旅客運送サービスを検討します。</p> <p>【例：大岡地区】</p> <p>・自治会を実施主体として乗合デマンドタクシーの実証運行を行った大岡地区について、実証運行の結果分析を行い、本格運行に向けた検討を行います。</p> <p>沼津市内におけるタクシー車両での乗合旅客運行サービス事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>戸田-江梨線「ふじみ go！」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大岡コミタク号（実証運行）</p> </div> </div>
実施主体	タクシー事業者、地元自治会、沼津市

実施項目	バスターミナル発着のダイヤ調整												
実施年度	R 6 年度												
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	Ⅲ. わかりにくさ使いにくさ解消プロジェクト Ⅲ-② ●バスターミナル発着のダイヤ調整												
対象地域・路線	・沼津駅を発着する路線												
目的(ねらい)	・使いやすさの向上、運行の効率化、収支率の改善												
事業概要	<p>・沼津駅を発着する同方向のバスダイヤをわかりやすい等間隔運行にするなど利用者にとって使いやすいダイヤに調整を図ります。</p> <p><b>【例：西浦・伊豆長岡駅方面】</b></p> <p>・沼津駅を発着する路線バスの中で、長大路線となっている西浦・伊豆長岡駅方面について、重複区間のダイヤ調整により利便性を確保しつつ、利用実態に応じた運行便数の削減を行い、路線の維持を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <tr><td>8</td><td>5 15 30 35 50</td></tr> <tr><td>9</td><td>10 15 30 45</td></tr> <tr><td>10</td><td>5 10 20 25 55</td></tr> </table> <div style="text-align: center;"> <p>乗車人数</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">運行間隔が最短 5 分、最大 30 分とバラバラ</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <tr><td>8</td><td>0 15 30 45</td></tr> <tr><td>9</td><td>0 15 30 45</td></tr> <tr><td>10</td><td>0 15 30 45</td></tr> </table> <div style="text-align: center;"> <p>乗車人数</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">運行間隔を調整することで減便しつつ、乗客は利用しやすいダイヤに調整</p> <p style="margin-top: 10px;">前の便と運行間隔が短い便では利用が少ない。運行便数に対して利用者が少なく、経営を圧迫</p> <p style="margin-top: 10px;">便ごとの乗車人数の偏りを改善 便数の適正化により、収支の改善</p>	8	5 15 30 35 50	9	10 15 30 45	10	5 10 20 25 55	8	0 15 30 45	9	0 15 30 45	10	0 15 30 45
8	5 15 30 35 50												
9	10 15 30 45												
10	5 10 20 25 55												
8	0 15 30 45												
9	0 15 30 45												
10	0 15 30 45												
実施主体	バス事業者、沼津市												

実施項目	運行情報のデータ化と活用
実施年度	順次実施
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	Ⅲ. わかりにくさ使いにくさ解消プロジェクト Ⅲ-⑤ ●運行情報のデータ化と活用
対象地域・路線	・市内全路線
目的(ねらい)	・使いやすさの向上、利用促進
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省が平成29年3月に策定した「標準的なバス情報フォーマット(GTFS)」に基づきデータを整備し、オープンデータとして公開していくことで、多様な主体によるバス情報の活用を促進し、バスの利用機会の創出を図ります。</li> <li>バスやタクシーの待ち時間のストレスを軽減し、利用者の利便性を高めるため、市内を運行するバス・タクシー車両の位置情報の活用を検討します。</li> </ul>
実施主体	バス事業者、タクシー事業者、沼津市

実施項目	デジタルサイネージの設置
実施年度	順次実施
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	Ⅲ. わかりにくさ使いにくさ解消プロジェクト Ⅲ-⑥ ●デジタルサイネージの設置
対象地域・路線	・交通結節点
目的(ねらい)	・使いやすさの向上
事業概要	・市民や観光客など多くの利用者が集まる交通結節点においてデジタルサイネージを設置し、運行情報の提供を行います。
実施主体	バス事業者、沼津市

実施項目	利用しやすい運賃体系への見直し																																
実施年度	共通定期券：順次、乗継割引：R 4年度																																
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	Ⅲ. わかりにくさ使いにくさ解消プロジェクト Ⅲ-⑧ ●利用しやすい運賃体系への見直し																																
対象地域・路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の事業者が重複する路線</li> <li>・乗継が必要な路線</li> <li>・都市的居住圏内</li> </ul>																																
目的(ねらい)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券利用者の利便性向上、利用者数の増加</li> <li>・乗継による運賃増額の改善</li> </ul>																																
事業概要	<p>【例：共通定期券化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の事業者が同じ経路を運行している、または経由する停留所が同じ場合であっても、定期券については事業者毎に発行されており、同じ路線を運行する他事業者のバスを利用できないなど、利用者に対する利便性に課題がある路線、区間があります。</li> <li>・利用者の停留所での待ち時間の削減や、特定の便への集中、停留所周辺の混雑の解消などを目指し、複数の事業者で利用可能な共通定期券化を検討します。</li> </ul>  <table border="1" data-bbox="523 1218 735 1375"> <tr><td>7</td><td>0</td><td>20</td><td>40</td></tr> <tr><td>8</td><td>0</td><td>20</td><td>40</td></tr> <tr><td>9</td><td>0</td><td>20</td><td>40</td></tr> <tr><td>10</td><td>0</td><td>20</td><td>40</td></tr> </table> <p>A社便 B社便</p> <p>定期券を持つ利用者はその会社が運行する便しか利用できず、最大40分待つことに</p> <table border="1" data-bbox="959 1218 1171 1375"> <tr><td>7</td><td>0</td><td>20</td><td>40</td></tr> <tr><td>8</td><td>0</td><td>20</td><td>40</td></tr> <tr><td>9</td><td>0</td><td>20</td><td>40</td></tr> <tr><td>10</td><td>0</td><td>20</td><td>40</td></tr> </table> <p>A社便 B社便</p> <p>定期券を持つ利用者はどちらの会社の便も利用でき、待ち時間が半分に短縮。</p> <p>【例：乗継割引】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィーダー化により、路線が分割されることで乗継ぎが必要な路線について、乗継割引を検討します。</li> </ul>	7	0	20	40	8	0	20	40	9	0	20	40	10	0	20	40	7	0	20	40	8	0	20	40	9	0	20	40	10	0	20	40
7	0	20	40																														
8	0	20	40																														
9	0	20	40																														
10	0	20	40																														
7	0	20	40																														
8	0	20	40																														
9	0	20	40																														
10	0	20	40																														
実施主体	バス事業者、タクシー事業者、沼津市																																

実施項目	バス停の環境改善（駐輪場設置、コンビニ等との連携、バリアレス縁石活用等）
実施年度	順次実施
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	Ⅲ. わかりにくさ使いにくさ解消プロジェクト Ⅲ-⑨ ●バス停の環境改善（駐輪場設置、コンビニ等との連携）
対象地域・路線	・市内全路線
目的(ねらい)	・使いやすさの向上
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上屋が無い、椅子が設置されていないなど、待合環境の悪いバス停について、近隣の商業施設や公共施設との連携も考慮しながら、バス待ち環境の改善に努めます。</li> <li>・バス停から遠方に居住している方が自転車でアクセスできるよう、バス停周辺施設と連携し駐輪場の確保に努め、サイクル&amp;バスライドを促進します。</li> <li>・道路及び施設改修に伴うバス停設置の際には、正着性の高いバリアレス縁石等の導入について検討します。</li> </ul>
実施主体	バス事業者、沼津市

実施項目	バスターミナルの環境改善
実施年度	順次実施
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	Ⅲ. わかりにくさ使いにくさ解消プロジェクト Ⅲ-⑩ ●バスターミナルの環境改善
対象地域・路線	・交通結節点
目的(ねらい)	・使いやすさの向上
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスターミナルの整備に伴い、バス・タクシー乗り場に案内看板、上屋、椅子を設置するなど、利用者にとってわかりやすく使いやすい環境に改善します。</li> <li>・バスベイは、正着性を高め、利用者の乗降をしやすくするため、バリアレス縁石の導入や切り込み形状の工夫を検討します。</li> </ul>
実施主体	沼津市、静岡県

実施項目	路線図・時刻表の作成
実施年度	R 4年度・R 5年度
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	Ⅳ. 楽しいおでかけ創出プロジェクト Ⅳ-① ●路線図・時刻表の作成
対象地域・路線	・市内全路線
目的(ねらい)	・使いやすさの向上、利用促進
事業概要	・市民及び観光客にとってわかりやすく機能的な公共交通マップや、オープンデータを活用した時刻表を作成します。
実施主体	鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、沼津市

実施項目	企画乗車券・フリーパス・高齢者パスの販売
実施年度	R 5年度
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	IV. 楽しいおでかけ創出プロジェクト IV-② ●企画乗車券・フリーパス・高齢者パスの販売
対象地域・路線	・運行距離が長大な路線
目的(ねらい)	・郊外路線の利用促進
事業概要	・郊外部の路線においては、距離が長大であり中心市街地からの基準運賃が市内でも高い状況となっており、利用者の負担となっています。 ・地域住民を対象とした往復割引などの企画乗車券を検討し、利用促進を図ります。
実施主体	バス事業者、沼津市

実施項目	デジタルサイネージの設置（沼津港）
実施年度	R 4年度
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	V. 沼津駅－沼津港連携プロジェクト V-④ ●デジタルサイネージの設置(沼津港)
対象地域・路線	・沼津港
目的(ねらい)	・沼津港観光客の路線バス利用者の確保、利便性向上
事業概要	・沼津港の乗り場集約化に合わせ、デジタルサイネージを設置し、運行情報などを提供します。
実施主体	バス事業者、沼津市

実施項目	沼津駅－沼津港間の路線バス利用者の確保
実施年度	順次
対応する地域公共交通計画のプロジェクト	V. 沼津駅－沼津港連携プロジェクト V-⑤ ●沼津駅－沼津港間の路線バス利用者の確保
対象地域・路線	・沼津駅－沼津港間
目的(ねらい)	・沼津港観光客の路線バス利用者の確保、利便性向上
事業概要	・沼津駅－沼津港間について、往復乗車券と各種割引などをセットとした企画乗車券を発行し、利用促進を図ります。 ・往復乗車券については、現在運行している二社の事業者どちらも利用できるようにすることで、利便性の向上を図ります。
実施主体	バス事業者、沼津市



## 第2章 実施事業の内容

### 2-1 事業の内容・実施主体

#### (1) 「イ. ①旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更」に関する事業

##### 1) 人口集積地への路線の新設 (I-①) 及び 多様なニーズに対応したタクシーの活用 (II-③)

利便増進事業のうち、人口集積地域への路線新設に関わる路線及び多様なニーズに対応したタクシーの活用に関わる路線を以下に示す。

項目(対象路線・エリア)	事業内容	実施主体
大岡地区		
大岡コミタク号	大岡地区に乗合デマンドタクシーを導入し、JR 御殿場線大岡駅や沼津駅-三島間を運行する路線バスと接続。	伊豆箱根交通(株) 沼津市

#### ①目的 (ねらい)

- 都市的居住圏内におけるあらたな移動手段を構築し、交通不便地域の解消を図る。

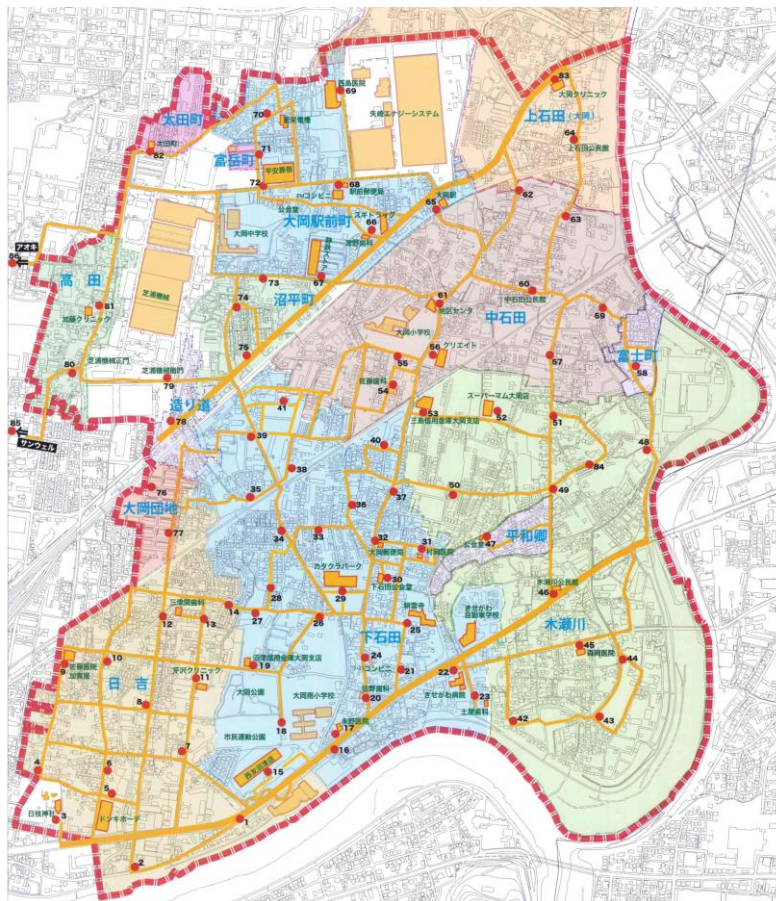
#### ②事業の内容

- 大岡地区内を運行する乗合デマンドタクシーの新設。

#### ③事業の詳細

- 大岡駅を中心とした、大岡地区内を運行する乗合デマンドタクシーの新設。
- 点在する商業施設や病院付近に停留所を数多く設置し、主に高齢者を対象とした生活交通とする。
- 沼津大岡三島線や沼津三島線(新道・旧道経由)と接続し、路線バス運行外区域から沼津駅、三島駅へのアクセス性の向上を図る。

(仮称)大岡コミタク号	
項目	【実施計画】
運行事業者	伊豆箱根交通(株)
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業
運送の態様	路線不定期運行
運行形態	乗合デマンドタクシー
運行エリア	主に大岡地区内(エリア図参照)
停留所数	70~90箇所
便数	1日6便~9便/週3日
運賃	均一運賃(200-300円)
その他	地域間幹線系統 沼津大岡三島線(沼津駅-大岡駅-三島駅)と大岡駅で接続



▲運行エリア

※掲載したエリアは実証実験時のものであり、本格運行時には変更の可能性がある。

## 2) 自主運行バス等の路線再編・集約と運行維持に係るルールづくり (II-②)

利便増進事業のうち、自主運行バス等の路線再編・集約に関わる路線を以下に示す。

項目(対象路線・エリア)	事業内容	実施主体
西部地区		
ミューバス片浜駅循環	廃止	富士急シティバス(株)
原団地線 (新:東海道線)	沼津駅-片浜駅間の往復運行とし、片浜駅で下記「ららぼーと・原団地・原駅線」と結節する。 区間短縮に伴い路線名を「沼津駅・片浜駅線」に変更する。 更に、令和6年度より、路線名を「東海道線」へ変更する。	富士急シティバス(株)
ららぼーと・原団地・原駅線	原駅と原団地、片浜駅を経由しららぼーと沼津へ接続する路線の新設。	富士急シティバス(株)
ミューバス原駅循環	道路運送法第21条実証運行終了	富士急静岡タクシー(株)
ミューバス原・浮島線	原駅と根方街道沿いの地域を結ぶ往復路線の新設。	富士急静岡タクシー(株) 沼津市
柳沢線	廃止	富士急シティバス(株)
片浜・柳沢線	片浜駅から柳沢までの往復運行とし、原線、原団地線との接続を行う。	富士急シティバス(株)
原線(地域間幹線系統)	原駅、片浜駅に乗り入れ。	富士急シティバス(株)
根方線	沼津駅から東平沼までの往復路線	富士急シティバス(株)

## ① 目的(ねらい)

- 運行効率の低い西部地区の路線について、大規模商業施設への鉄道駅からのアクセス需要の利便性向上を目的とし、運行経路等を変更する。

## ② 事業の内容

- 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更

## ③ 事業の詳細

- ミューバス片浜駅循環を廃止、原団地線の片浜駅～原団地間を廃止(短縮)し、原駅～原団地～片浜駅～ららぼーと沼津を結ぶ路線を新設する。
- 沼津駅～原団地への需要(ニーズ)に対しては、片浜駅での乗継とし、鉄道に合わせたダイヤ調整を行うことにより、移動時間の短縮を図る。
- 柳沢～片浜駅を結ぶ路線を新設し、ミューバス片浜駅循環の廃止に伴う経路補完を行うと共に、鉄道に合わせたダイヤ調整を行うことで愛鷹地区住民の沼津駅方面への移動需要(ニーズ)に対応する。
- ミューバス原駅循環については、利用状況や浮島地区住民の原団地付近への買い物需要を考慮し、主に浮島地区と原駅の往復を中心に再編することで、実質利用可能な本数の充実を図る。
- 令和6年度は、東海道線、ららぼーと・原団地・原駅線、片浜・柳沢線について、鉄道に合わせたダイヤ調整等を行い、運行の効率化を図るとともに、更なる収支改善に努める。

ミューバス片浜駅循環の廃止		
項目	【R4年2月計画策定前】	【実施計画】
運行事業者	富士急シティバス(株)	廃止
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	
運送の態様	路線定期運行	
起点	片浜駅	
終点	片浜駅(循環)	
主な経由地	ららぽーと沼津	
キロ程	4.10 km～7.85 km(5系統)	
便数	平日:15便 土・日・祝日:11便	
運賃	対距離制運賃	

原団地線の再編(短縮) 新路線名:東海道線		
項目	【R6年2月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	富士急シティバス(株)	富士急シティバス(株)
事業の種類	一般乗合旅客 自動車運送事業	一般乗合旅客 自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行	路線定期運行
起点	沼津駅	沼津駅
終点	片浜駅	片浜駅
主な経由地	大諏訪	大諏訪
キロ程	5.6km	5.6km
便数	平日:25便、 土・日・祝日:24便	平日:20便、 土・日・祝日:22便
運賃	対距離制運賃	対距離制運賃

ららぽーと・原団地・原駅線の 신설		
項目	【R6年2月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	富士急シティバス(株)	富士急シティバス(株)
事業の種類	一般乗合旅客 自動車運送事業	一般乗合旅客 自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行	路線定期運行
起点	原駅	原駅
終点	ららぽーと沼津	ららぽーと沼津
主な経由地	原団地、片浜駅	原団地、片浜駅
キロ程	4.35km/7.50km(2系統)	4.35km/7.50km(2系統)
便数	平日:29便、 土・日・祝日:27便	平日:30便、 土・日・祝日:26便
運賃	協議運賃(別添運賃表のとおり)	協議運賃(別添運賃表のとおり)
その他	地域間幹線系統 原線(沼津駅～東田子浦駅)と原駅、 片浜駅で接続	地域間幹線系統 原線(沼津駅～東田子浦駅)と原駅、片浜駅 で接続

ミューバス原駅循環の運行終了		
項目	【R4年2月計画策定前】	【実施計画】
運行事業者	富士急静岡タクシー(株)	道路運送法第21条実証運行終了
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	
運送の態様	路線定期運行	
起点	原駅	
終点	原駅(循環)	
主な経由地	東平沼	
キロ程	5.8 km～12.55 km(5系統)	
便数	平日:14便 土・日・祝日:11便 (※いずれも循環)	
運賃	均一運賃(200円)	

ミューバス原・浮島線の新設(市自主運行バス)		
項目	【R5年7月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	富士急静岡タクシー(株)	富士急静岡タクシー(株)
事業の種類	一般乗合旅客 自動車運送事業	一般乗合旅客 自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行	路線定期運行
起点	原駅	原駅
終点	荒久(往復)・原駅(循環)	荒久(往復)・原駅(循環)
主な経由地	東平沼	東平沼
キロ程	4.5 km～9.45 km(4系統)	4.5 km～9.45 km(5系統)
便数	平日 22 便(9.5 往復+循環 3 便) 土・日・祝日:15 便(6 往復+循環 3 便)	平日 22 便(9.5 往復+循環 3 便) 土・日・祝日:19 便(8 往復+循環 3 便)
運賃	協議運賃(均一 200 円)	協議運賃(均一 200 円)
その他	地域間幹線系統 原線(沼津駅～東田子浦駅)と原駅で接続。 運行に使用する車両を新規購入。	地域間幹線系統 原線(沼津駅～東田子浦駅)と原駅で接続。

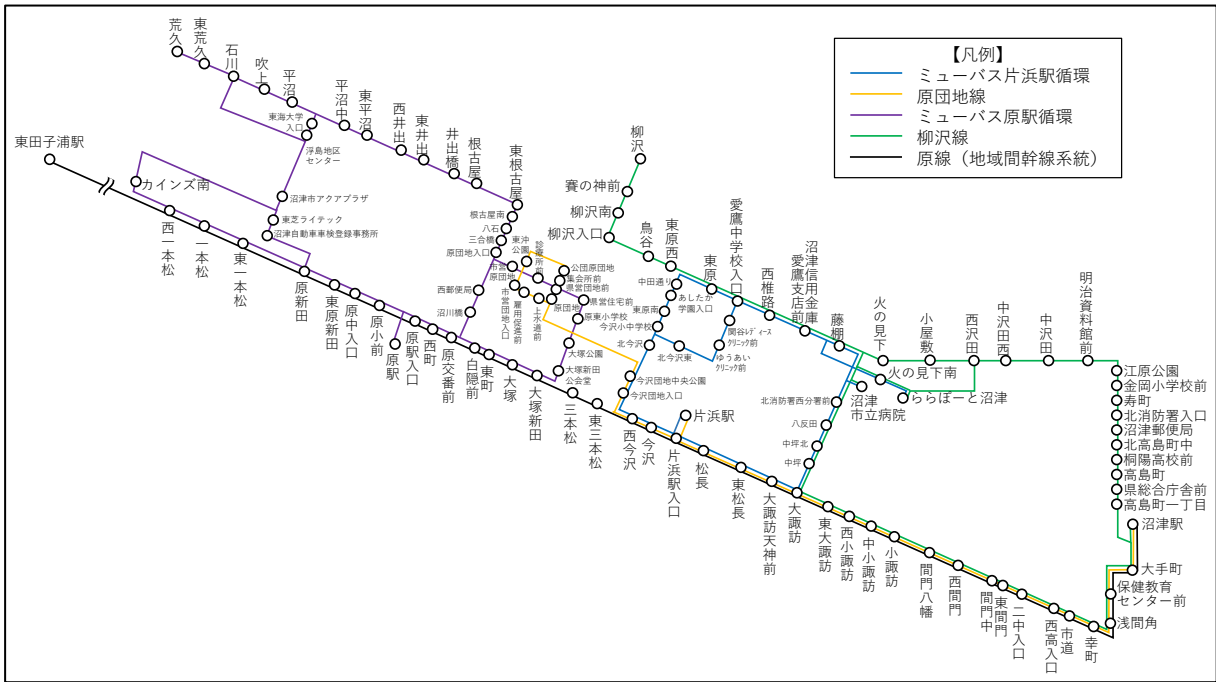
(変更)柳沢線		
項目	【R6年2月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	富士急シティバス(株)	廃止
事業の種類	一般乗合旅客 自動車運送事業	
運送の態様	路線定期運行	
起点	沼津駅	
終点	柳沢	
主な経由地	江原公園	
キロ程	9.45km(1系統)	
便数	平日:1便、 土・日・祝日:1便	
運賃	対距離制運賃	
その他	大諏訪経由、火の見下経由の系統を廃止	

片浜・柳沢線の新設		
項目	【R4年2月計画策定前】	【実施計画】
運行事業者	路線新設のため 該当無し	富士急シティバス(株)
事業の種類		一般乗合旅客 自動車運送事業
運送の態様		路線定期運行
起点		片浜駅
終点		柳沢
主な経由地		愛鷹中学校入り口
キロ程		4.0km
便数		平日:15 便、 土・日・祝日:7 便
運賃		協議運賃 (別添運賃表のとおり)
その他		地域間幹線系統原線(沼津駅～東田子浦駅)と片浜駅で接続

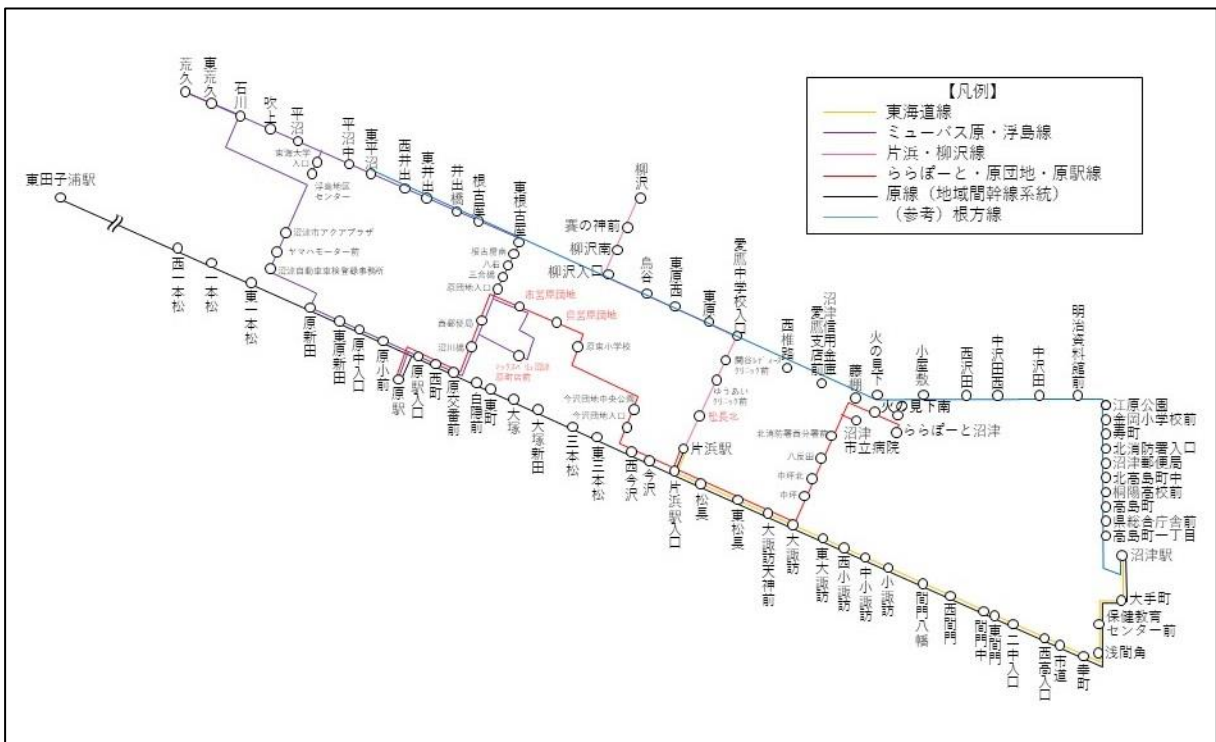
変更〔原線(地域間幹線系統)〕		
項目	【R6年2月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	富士急シティバス(株)	富士急シティバス(株)
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行	路線定期運行
起点	沼津駅	沼津駅
終点	東田子浦駅	東田子浦駅
主な経由地	大諏訪	大諏訪
キロ程	13.5km	13.5km
便数	平日 19 便 土・日・祝日:9 便	平日 18 便 土・日・祝日:10 便
運賃	対距離制運賃	対距離制運賃
その他	原駅、片浜駅ロータリーへ乗入れ、利便性を向上	原駅、片浜駅ロータリーへ乗入れ、利便性を向上

(参考)根方線		
項目	【R6年2月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	富士急シティバス(株)	富士急シティバス(株)
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行	路線定期運行
起点	沼津駅	沼津駅
終点	東平沼	東平沼
主な経由地	ららぽーと沼津、沼津市立病院	ららぽーと沼津、沼津市立病院
キロ程	11.2km	11.2km
便数	平日 7 便 土・日・祝日:5 便	平日 7 便 土・日・祝日:4 便
運賃	対距離制運賃	対距離制運賃

【R4年2月計画策定前】



【実施計画】



項目(対象路線・エリア)	事業内容	実施主体
南部地区		
戸田・江梨線	乗合デマンドタクシーの戸田・江梨線について、路線不定期運行を廃止し、区域運行に変更。	戸田交通(株)
西浦線	西浦線の日中の利用の少ない一部便について、乗合デマンドタクシーの戸田・江梨線の運行に切り替えるダウンサイジング化。	沼津市・(株)東海バス

## ① 目的 (ねらい)

- 南部地区の路線について、利用状況に応じた運行内容、車両にすることで効率性を高める。

## ② 事業の内容

- 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更

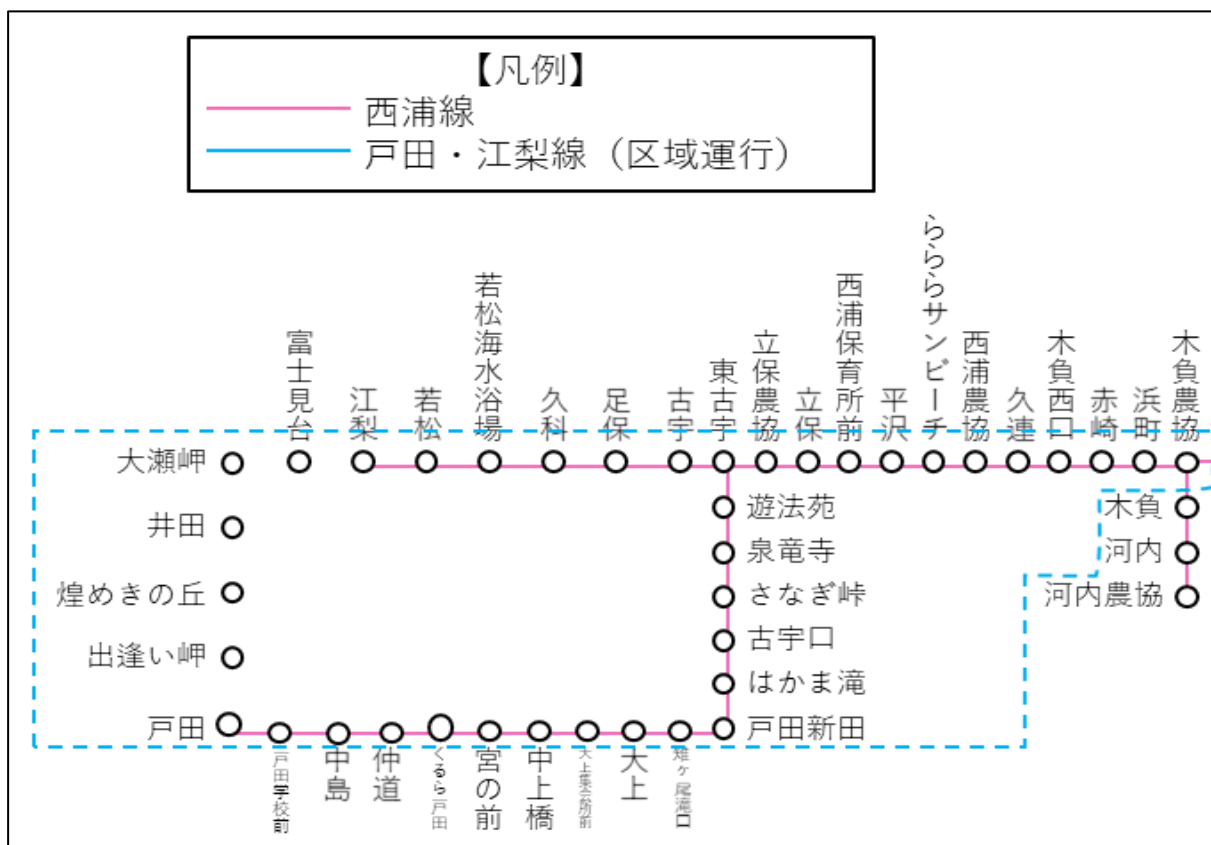
## ③ 事業の詳細

- 西浦線の江梨まで運行していた便のうち、日中の利用の少ない便を、木負農協停まりとし、運行する区間を短縮する。
- 乗合デマンドタクシーの戸田・江梨線について、運送の態様を路線不定期運行から長井崎小中一貫学校入口を含む区域運行に変更する。
- 乗合デマンドタクシーの戸田・江梨線は、井田から古宇間に利用が無いときは、さなぎ峠経由の運行とし、戸田地区から木負農協への移動時間を短縮する。

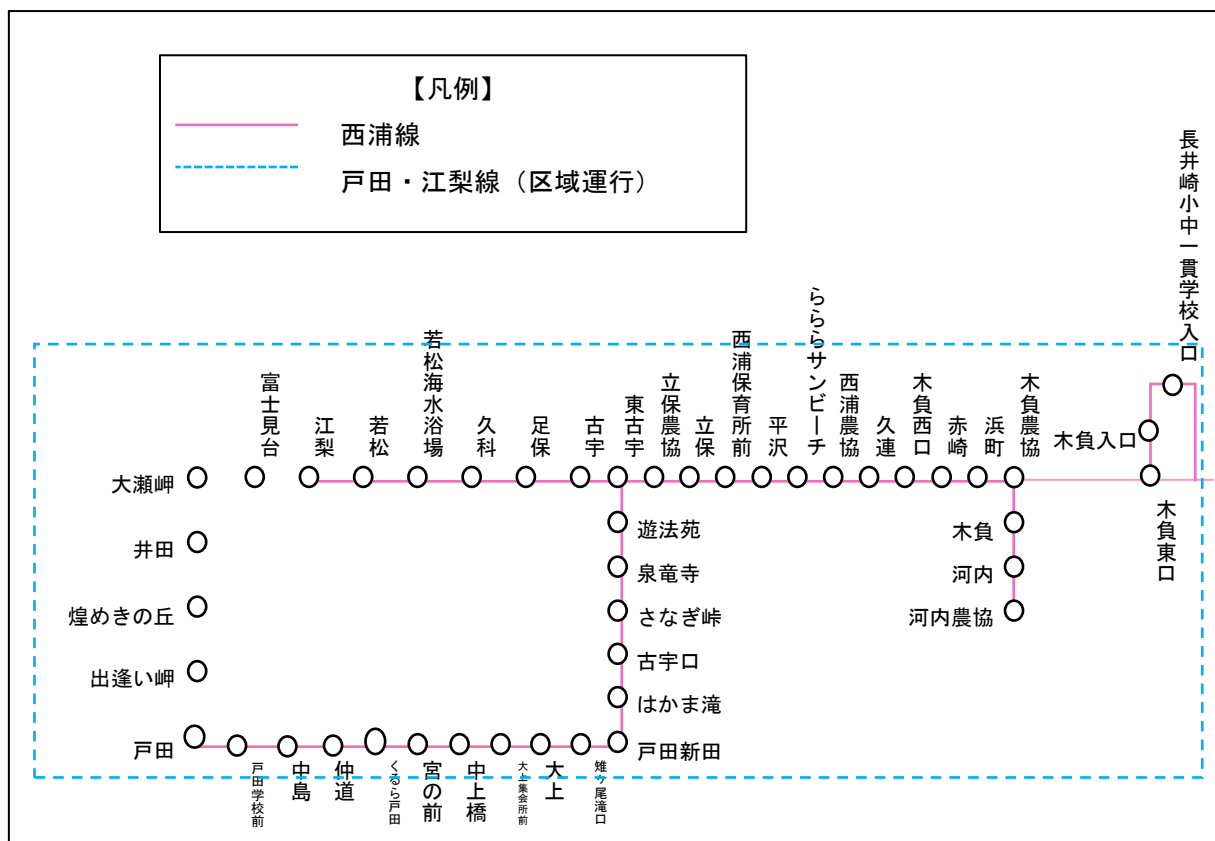
変更(戸田・江梨線)		
項目	【R6年2月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	戸田交通(株)	戸田交通(株)
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
運送の態様	区域運行	区域運行
起点	・運送区間:戸田～長井崎小中一貫学校	・運送区間:戸田～長井崎小中一貫学校入口
終点	入口で旅客が指定する乗降地点間	入口で旅客が指定する乗降地点間
主な経由地	・発車時刻:戸田・くら戸田発(往路)	・発車時刻:戸田・くら戸田発(往路)
キロ程	7:17,7:50,9:10,10:35,12:35,14:25,16:25、 井田・江梨・木負農協・長井崎小中一貫学校入口発(復路)	7:15,7:45,8:50,10:35,12:35,14:25,16:25、 井田・江梨・木負農協・長井崎小中一貫学校入口発(復路)
	7:27,8:20,9:40,11:17,13:15,14:53,16:53、 いずれも旅客の予約に応じて運行	7:25,8:15,9:20,11:17,13:15,14:53,16:53、 いずれも旅客の予約に応じて運行
便数	全日:14 便	全日:14 便
運賃	対距離制運賃	対距離制運賃
変更(西浦線)		
項目	【R6年2月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	(株)東海バス	(株)東海バス
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行	路線定期運行
起点	沼津駅	沼津駅
終点	江梨、戸田	江梨、戸田
主な経由地	三津	三津
キロ程	16.6 km～36.7 km(10 系統)	16.6 km～36.7 km(10 系統)
便数	平日:39 便 土・日・祝日:34 便	平日:37 便 土・日・祝日:33 便
運賃	対距離制運賃	対距離制運賃



【R5年7月計画改定時】



【実施計画】



(2) 「□. ①運賃又は料金の設定」に関する事業

1) 利用しやすい運賃体系への見直し (Ⅲ-⑧)

利便増進事業のうち、利用しやすい運賃体系への見直しに関わる路線を以下に示す。

項目(対象路線・エリア)	事業内容	実施主体
複数の事業者が重複する路線、乗継が必要な路線、都市的居住圏内		
ららぽーと・原田地・原駅線 片浜・柳沢線、原線、東海道線、根方線	フィーダー化により、路線が分割されることで乗継が必要な路線について、乗継割引を実施。	富士急シティバス(株)

① 目的 (ねらい)

- 乗継による運賃増額の改善

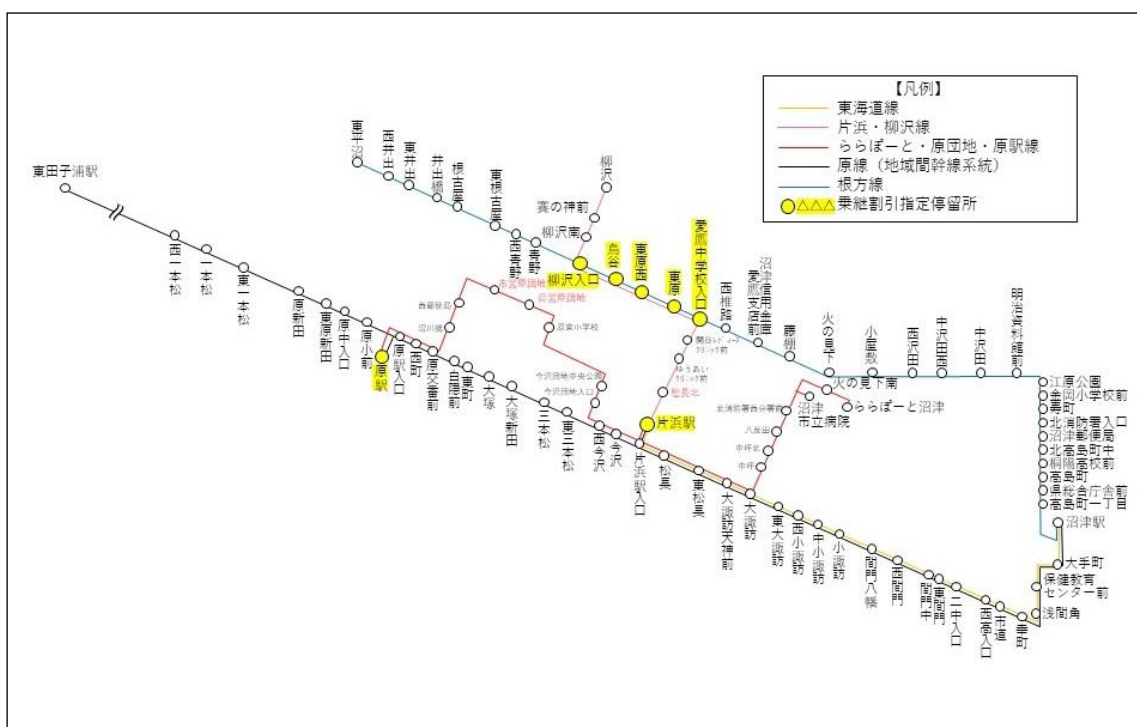
② 事業の内容

- フィーダー化により、路線が分割されることで乗継ぎが必要な路線について、乗継割引を設定する。

③ 事業の詳細

- 路線の再編により、乗継ぎが必要となる利用者に対して、下図に示す対象路線間において指定停留所での乗継ぎの際に乗継割引を行う。
- 運転士に路線バスへ乗り継ぐことを伝え割引券を受け取り、乗り継いだ路線バスの運転士に割引券を渡し現金またはICカードで割引を受ける。
- 乗継割引金額は90円とする。(小人料金・障害者料金については50円とする)
- R4年度は沼津市の西部地区限定とし、1回1枚のみ当日限り有効として実施する。

【乗継割引対象路線図】



項目(対象路線・エリア)	事業内容	実施主体
乗継が必要な路線		
戸田・江梨線	江梨から東古宇までの路線を新設することにより、同区間の普通運賃を定め、くるら戸田・戸田から長井崎小中一貫学校までの区間の運賃について、沼津市民に対しては普通運賃との差額分を市が負担する。	沼津市・戸田交通(株)

① 目的 (ねらい)

- 運賃増額の改善、郊外路線の利用促進

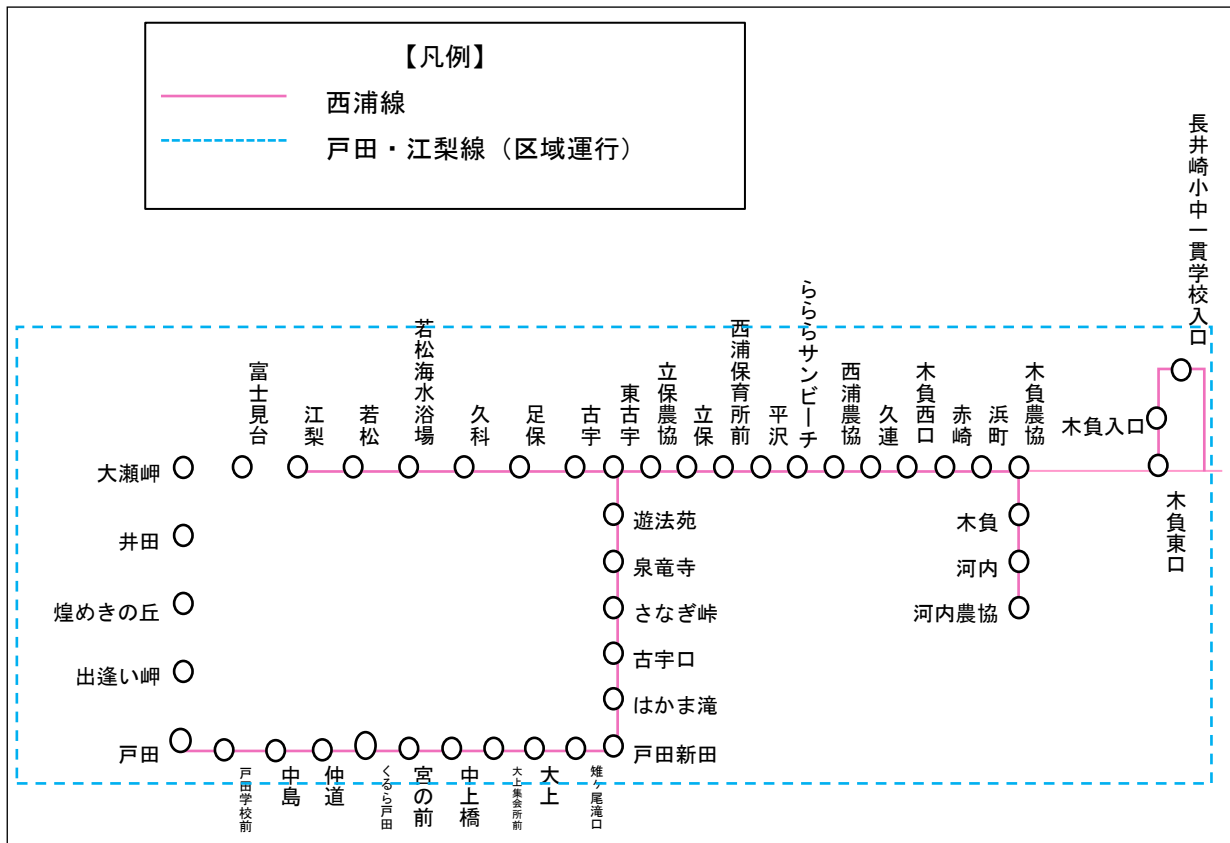
② 事業の内容

- 運賃又は料金の設定

③ 事業の詳細

- 戸田・江梨線の運賃はキロ程に対して安く設定していたため、路線バスと同じ運賃体系に改善することで運賃増収を図る。
- 沼津市民は、身分証明証（運転免許証等住所がわかるもの）を提示することで、くるら戸田・戸田から長井崎小中一貫学校までの区間の運賃について、従来の運賃で乗車できるとし、差額分については市が負担する。
- 沼津市民には、従来の運賃にすることで、利用促進を図り、観光利用者からは新運賃により増収を図ることで、収支改善を図り、路線の維持に努める。
- 木負農協から長井崎小中一貫学校入口までの運賃は同額とし、通学生の利便性向上を図る。

【対象路線（戸田・江梨線（区域運行））図】



(3) 「ロ. ②運行回数又は運行時刻の設定」に関する事業

1) 公共交通軸における運行頻度の確保(Ⅰ-②)、バスターミナル発着のダイヤ調整(Ⅲ-②)

利便増進事業のうち、公共交通軸における運行頻度の確保、バスターミナル発着のダイヤ調整に関わる路線を以下に示す。

項目(対象路線・エリア)	事業内容	実施主体
パターンダイヤ化・等間隔運行		
西浦線	朝晩の通勤・通学時間帯を除き、日中の運行回数および運行時刻の調整によるパターンダイヤ化・等間隔運行の実施	沼津市 (株)東海バス
沼津静浦長岡線 (地域間幹線系統)		(株)伊豆箱根バス

①目的(ねらい)

- 公共交通軸の形成、わかりにくさ使いにくさの解消、運行の効率化と収支率の改善

②事業の内容

- 運行回数又は運行時刻の設定

③事業の詳細

- 沼津駅南口バスターミナル3番乗り場発の西浦線・沼津静浦長岡線(地域間幹線系統)ダイヤの朝の通勤通学時間帯を除く、平日8時台～19時台のパターンダイヤ化・等間隔運行実施

変更(西浦線)		
項目	【R6年2月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	(株)東海バス	(株)東海バス
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行	路線定期運行
起点	沼津駅	沼津駅
終点	江梨、戸田	江梨、戸田
主な経由地	三津	三津
キロ程	16.6 km～36.7 km(10系統)	16.6 km～36.7 km(10系統)
便数	平日:39便 土・日・祝日:34便	平日:37便 土・日・祝日:33便
運賃	対距離制運賃	対距離制運賃
変更(沼津静浦長岡線(地域間幹線系統))		
項目	【R6年2月計画改定時】	【実施計画】
運行事業者	伊豆箱根バス(株)	伊豆箱根バス(株)
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行	路線定期運行
起点	沼津駅	沼津駅
終点	伊豆長岡駅	伊豆長岡駅
主な経由地	三津	三津
キロ程	9.3 km～16.08 km(7系統)	9.3 km～16.08 km(6系統)
便数	平日:41便 土・日・祝日:36便	平日:36便 土・日・祝日:30便
運賃	対距離制運賃	対距離制運賃

## (3) 「ハ. イ〜ロに掲げる事業と併せて行う事業（その他の事業）」

## 1) 路線図・時刻表の作成（Ⅳ-①）

利便増進事業のうち、路線図の作成に関わる路線を以下に示す。

項目(対象路線・エリア)	事業内容	実施主体
市内全路線	公共交通マップの作成	伊豆箱根バス(株) (株)東海バス 富士急シティバス(株) 沼津市

## ① 目的（ねらい）

- 公共交通の利便性向上、利用促進、わかりやすさ、使いやすさの向上を図ります。

## ② 事業の内容

- 市民及び観光客にとってわかりやすく機能的な公共交通マップを作成します。

## ③ 事業の詳細

- 路線の再編や目的地となる商業・観光施設等の立地に合わせ、最新の運行情報をわかりやすくまとめ、お得な情報なども掲載し、おでかけしたくなるマップを作成する。

## 2) デジタルサイネージの設置（沼津港）（Ⅴ-④）

利便増進事業のうち、デジタルサイネージの設置に関わる路線を以下に示す。

項目(対象路線・エリア)	事業内容	実施主体
沼津港	沼津港にデジタルサイネージの設置、運行情報の提供。	伊豆箱根バス(株) (株)東海バス 沼津市

## ① 目的（ねらい）

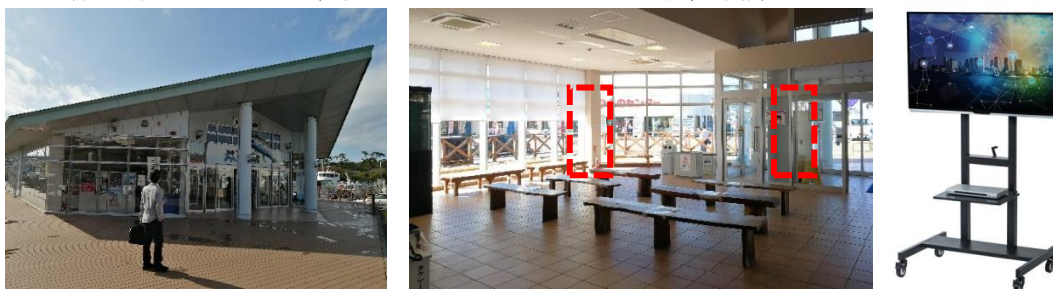
- 沼津港観光客の路線バス利用者の確保、利便性向上を図ります。

## ② 事業の内容

- 沼津港の乗り場集約化に合わせ、デジタルサイネージを設置し、運行情報などを提供します。

## ③ 事業の詳細

- 事業の詳細については、以下のデジタルサイネージ設置場所・イメージ図のとおり計画。



デジタルサイネージ設置場所・イメージ

## 3) デジタルサイネージの設置 (JR 片浜駅) (Ⅲ-⑥)

利便増進事業のうち、デジタルサイネージの設置に関わる路線を以下に示す。

項目(対象路線・エリア)	事業内容	実施主体
JR 片浜駅	JR 片浜駅にデジタルサイネージの設置、運行情報の提供。	富士急シティバス(株) 沼津市

## ① 目的 (ねらい)

- JR 片浜駅の路線バス利用者の確保、利便性向上を図ります。

## ② 事業の内容

- JR 片浜駅にデジタルサイネージを設置し、運行情報などを提供します。

## ③ 事業の詳細

- 事業の詳細については、以下のデジタルサイネージ設置予定場所・イメージ図のとおり計画。



デジタルサイネージ設置場所・イメージ

## 2-2 実施予定期間

利便増進事業の実施予定期間を以下に示す。

### (1) 「イ. ①旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更」に関する事業

実施事業	項目(対象路線・エリア)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
1)人口集中地区への路線の新設 及び 多様なニーズに対応したタクシーの活用	大岡地区				
	大岡コミタク号		順次		
2)自主運行バス等の路線再編・集約と運行維持に係るルールづくり	西部地区				
	ミューバス片浜駅循環	廃止			
	原団地線 (新:東海道線)	実施			
	ららぽーと・原団地・原駅線	実施			
	ミューバス原駅循環	道路運送法第21条実証運行終了			
	ミューバス原・浮島線	実施			
	柳沢線	実施		廃止	
	片浜・柳沢線	実施			
	原線(地域間幹線系統)	実施			
	根方線			実施	
	南部地区				
	戸田・江梨線		実施		
西浦線		実施			

### (2) 「ロ. ①運賃又は料金の設定」に関する事業

実施事業	項目(対象路線・エリア)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
1)利用しやすい運賃体系への見直し	複数の事業者が重複する路線、乗継が必要な路線、都市的居住圏内				
	乗継割引	実施			
	運行距離が長大な路線				
	沼津市民に対しては普通運賃との差額分を市が負担		実施		

### (3) 「ロ. ②運行回数又は運行時刻の設定」に関する事業

実施事業	項目(対象路線・エリア)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
1)沼津駅南口3番乗り場発の西浦・伊豆 長岡駅方面のパターンダイヤ化・等間隔 運行	西浦線			実施	
	沼津静浦長岡線(地域間幹線系統)			実施	

## (4) 「ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う事業（その他の事業）」

実施事業	項目(対象路線・エリア)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
1) 路線図・時刻表の作成	市内全路線	実施			
2) デジタルサイネージの設置(沼津港)	沼津港	実施			
3) デジタルサイネージの設置(片浜駅)	JR 片浜駅			実施	



## 2-3 事業実施に必要な資金の額・調達方法

令和6年度に着手予定の利便増進事業の実施に必要な資金の額及び調達方法について、以下のとおり設定する。

項目	総事業費 (千円/年)	内訳	調達方法	
			調達主体	(補助金等)
<b>自主運行バス等の路線再編・集約と運行維持に係る ルールづくり</b>	297,378			
西部地区	55,016			
東海道線	8,941	2,236	富士急シティバス㈱	
		2,235	沼津市	路線維持補助
		4,470	国	フィーダー補助
ららぽーと・原団地・原駅線	16,029	4,008	富士急シティバス㈱	
		4,007	沼津市	路線維持補助
		8,014	国	フィーダー補助
ミューバス原・浮島線	8,345	3,553	国	フィーダー補助
		4,792	沼津市	路線維持補助
片浜・柳沢線	6,813	1,704	富士急シティバス㈱	
		1,703	国	フィーダー補助
		3,406	沼津市	路線維持補助
原線（地域間幹線系統）	13,819	3,016	富士急シティバス㈱	
		6,430	国	地域間幹線系統補助
		4,373	県	バス運行対策費補助
根方線	1,069	1,069	富士急シティバス㈱	
南部地区	242,362			
西浦線	80,412	15,211	㈱東海バス	
		43,031	沼津市	路線維持補助
		22,170	静岡県	バス運行対策費補助
沼津静浦長岡線（地域間幹線系統）	146,944	142,126	伊豆箱根バス㈱	
		2,409	国	地域間幹線系統補助
		2,409	県	バス運行対策費補助
戸田・江梨線	15,006	11,789	沼津市	路線維持補助
		3,217	静岡県	バス運行対策費補助
<b>路線図・時刻表の作成</b>	1,881			
市内全路線	1,881	156	伊豆箱根バス㈱	
		156	㈱東海バス	
		156	富士急シティバス㈱	
		473	沼津市	
		940	国	調査等事業

デジタルサイネージの設置（片浜駅）	1,576			
片浜駅	1,576	350	富士急シティバス㈱	
		351	伊豆地域公共交通 活性化協議会 （沼津市含む）	
		350	静岡県	
		525	国	訪日外国人

## 2-4 事業の効果

沼津市地域公共交通計画における目標の達成に向けて、令和6年度に実施する利便増進事業によって得られる効果を以下に示す。

実施項目	対象地域・路線	事業の効果
人口集積地への路線の新設 及び 多様なニーズに対応したタクシーの活用	・大岡地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通不便地域 約 466,000 m<sup>2</sup>の解消 (※交通不便地域…鉄道駅 800m、バス停 300m 圏外)</li> <li>地域内交通の充実</li> <li>高齢者の通院、買い物など日常生活の外出支援、頻度の向上</li> <li>既存バス路線や鉄道と接続し、沼津駅、三島駅へのアクセス性の向上</li> </ul>
自主運行バス等の路線再編・集約と運行維持に係るルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>西部地区 (原団地線(新:東海道線)、ららぽーと・原団地・原駅線、ミューバス原・浮島線、片浜・柳沢線、原線)</li> </ul>	<p>○西部地区全体での効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路線再編による利便性向上</li> <li>運行の効率化</li> <li>複雑な路線や系統の整理によるわかりやすさの向上</li> <li>原駅、片浜駅の交通結節機能の向上</li> </ul> <p>○ららぽーと・原団地・原駅線の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗継回数の減少(解消)</li> </ul> <p>〔例〕 原駅・原団地⇄ららぽーと沼津・市立病院 【再編前】乗継1回 → 【再編後】乗継0回(直通)</p> <p>〔例〕 西郵便局前⇄ららぽーと沼津・市立病院 【再編前】乗継2回 → 【再編後】乗継0回(直通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直通による運賃の改善</li> </ul> <p>〔例〕 原団地⇄ららぽーと沼津 【再編前】410円 → 【再編後】340円(直通)</p> <p>○片浜・柳沢線の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>片浜駅でのJR乗継による運賃の改善</li> </ul> <p>〔例〕 柳沢⇄沼津駅 【再編前】480円 → 【再編後】450円 (バス 480円) (バス 260円) (JR 190円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所要時間の短縮</li> </ul> <p>〔例〕 柳沢⇄片浜駅⇄沼津駅 【再編前】29~35分 → 【再編後】21~25分 (バス 29~35分) (バス 13~15分) (片浜駅乗換 3~5分) (JR 5分)</p>

		<p>○原線の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原線の原駅、片浜駅ロータリーへの乗入による乗継利便性の向上、待合環境の改善</li> <li>・片浜駅乗入便数の増加 【再編前】42便→【再編後】86便</li> <li>・原駅乗入便数の増加 【再編前】32便→【再編後】77便</li> </ul> <p>●原団地線（新：東海道線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部路線が短縮となるが、短縮箇所については、ららぽーと・原団地・原駅線で補完ができる</li> </ul> <p>●ミュージーバス原・浮島線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部路線が廃止となるが、廃止箇所については、同路線を運行する原線にて補完ができる</li> </ul> <p>●柳沢線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線が廃止となるが、廃止箇所については、片浜・柳沢線、根方線にて補完ができる</li> </ul>
	<p>南部地区 (戸田・江梨線)</p>	<p>○南部地区全体での効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線再編による運行の効率化</li> <li>・戸田・江梨線の区域運行による所要時間の短縮、運行本数の増加</li> </ul> <p>例) くるら戸田⇔木負農協(大瀬岬経由) 【再編前】50分(江梨乗換) 【再編後】40分(3便直通)</p> <p>例) 戸田⇔木負農協(さなぎ峠経由) 【再編前】40分、1便 【再編後】30分、3便</p>
<p>利用しやすい運賃体系への見直し</p>		<p>○沼津市民への運賃一部負担</p> <p>例) 戸田⇔(さなぎ峠経由)⇔木負農協 【新運賃】1,020円 → 【沼津市民】700円 【差額】320円→市が交通事業者に直接補填 市民に割安感を感じてもらうことで利用促進</p>
<p>公共交通軸における運行頻度の確保、バスターミナル発着のダイヤ調整</p>	<p>・沼津駅南口3番乗り場西浦・伊豆長岡駅方面(西浦線・沼津静浦長岡線(地域間幹線系統))</p>	<p>○最大運行間隔の短縮</p> <p>例) 沼津駅南口3番乗り場 平日8時台～19時の最大運行間隔 【再編前】25分→【再編後】15分 等間隔運行となり利便性向上</p>

路線図・時刻表の作成	・市内全路線	・利用促進 ・わかりやすさ、使いやすさの向上
デジタルサイネージの設置（沼津港）	・沼津港	・沼津港観光客の路線バス利用者の確保 ・利便性向上
デジタルサイネージの設置（JR 片浜駅）	・JR 片浜駅	・JR 片浜駅利用者の利便性向上

## 【参考】：地域公共交通計画における評価指標

指標① 公共交通利用回数 

本計画に位置付けた各種施策の展開により、公共交通の利用を増加させ、運行サービスの維持向上を目指しています。このため、今後の人口減少の影響を考慮しても、公共交通利用者数を現状以上とするため、年間利用回数を3回増加させることを目標とします。

現況値：85回/年（平成30年度） → 目標値：88回/年（令和7年度）  
〔公共交通利用者数 45,837人/日 → 45,900人/日〕

指標② まちなかへの来訪回数 

本計画に位置付けた各種施策の展開により、中心市街地への移動をスムーズにし、お出かけ機会を創出することで、まちのにぎわいに寄与することを目指しています。このため、今後の人口減少の影響を考慮しても、中心市街地歩行者交通量を現状以上とするため、まちなかへの年間来訪回数を2回増加させることを目標とします。

現況値：40回/年（平成30年度） → 目標値：42回/年（令和7年度）  
〔中心市街地歩行者通行量 63,851人/日 → 63,900人/日〕

指標③ 路線バス運行に係る収支差額 

本計画に位置付けた各種施策の展開により、路線バスの運行効率改善とともに利便性の向上による利用者数の増加を目指します。令和2年から3年にかけては新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛により大幅に収入が減少していることを考慮し、今後の回復と施策による効果を加味し、バス3社平均の収支差額を現状より回復させることを目標とします。

現況値：△434,022千円(令和2年度) → 目標値：△430,000千円以内(令和7年度)

## 指標①と指標②と指標③の関係性

指標① 公共交通利用回数  
公共交通利用回数を市民1人あたり3回増加することにより、公共交通利用者数を現状以上にすることができます。

指標② まちなかへの来訪回数  
まちなかへの来訪回数を市民1人あたり2回増加することにより、中心市街地歩行者通行量を現状以上にすることができます。

指標③ 路線バス運行に係る収支差額  
路線バスの利用回数を増加させることで、運賃収入の増加が見込まれます。

まちなかに、公共交通を利用し2回お出かけすると  
往復で公共交通利用が4回増加となり、すべての目標を達成することが期待できます！

## 第3章 利便増進事業に関連して実施する事業

### 3-1 事業の内容

利便増進事業に関連して実施する事業を以下に示す。

- (1) **地域住民主体の協議会を支援（地域の公共交通を育てる）（Ⅱ-①）**
  - 公共交通によるサービスが十分に行き届いていない地域において、出前講座などを通じて住民主体の協議会設置を支援するとともに、試験運行等への支援を検討し制度化を目指します。
- (2) **沼津駅バスターミナルを行き先方面別へ再編（R3年度実施済み）（Ⅲ-①）**
  - 現在の事業者ごとの乗り場の設定を、行き先方面別に再編し、併せて、色別やナンバリング等の見せ方の工夫を行い、わかりやすいバスターミナルへ再編します。
- (3) **バス停位置等の見直し・改善（Ⅲ-③）**
  - 同名のバス停が事業者ごと、方面ごとに複数設置されていたり、バス停名が現在では利用されていない施設や古い地名になっているなど、位置や名称に課題があるバス停が複数存在しているため、バス停の集約や位置・名称の見直しなどを行い、利用者にとってわかりやすいバス停となるよう改善します。
- (4) **バス停の案内表示、デザインの統一（Ⅲ-④）**
  - 3社のバス事業者でそれぞれ作成しているバス停（ポール）の案内表示について、マニュアルを作成し、デザインを統一することで、わかりやすい案内表示にします。
- (5) **支払い方法、乗車方法の見直し検討（Ⅲ-⑦）**
  - バス事業者により、それぞれの支払い方法、乗車方法等が異なっており、利用者が混乱する要因となっているため、支払い方法や乗り方案内などをわかりやすく利用者に伝えるよう周知に努めます。
  - また、事業者の機器更新時にはICカード等の導入や乗車方法の統一を検討します。
- (6) **バスイベント、企業・地区セミナーなどの開催（Ⅳ-③）**
  - 出前講座や乗り方教室などを開催し、意識啓発を図ります。
  - バスロゲイニングやスタンプラリーなど公共交通を楽しむイベントを開催し、利用促進に取り組みます。
  - 「過度に自動車に頼る生活」から、「公共交通や自転車などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する生活」へと少しずつ変えていく一連の取り組みとしてモビリティ・マネジメントの推進に努めます。

(7) 共同案内所の設置 (IV-④)

- バス事業者3社がそれぞれ設置している沼津駅のバス案内所を統一し、観光案内や、定期券・回数券の購入など一括で行えるよう共同案内所の運営を検討します。

(8) 沼津港のバス乗り場の集約 (V-③) (R3年度実施済)

- 静岡県が平成27年度に策定した「沼津港みなとまちづくり推進計画」において、内港北側に観光バスや路線バス、タクシーなどの乗降場の整備を行うバスターミナル化が計画されています。この計画と連携し、事業者ごとに設置されているバス乗り場を集約し、利用者の利便性を高めます。

3-2 実施予定期間

利便増進事業に関連して実施する事業の実施予定期間を以下に示す。

実施事業	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
(1) 地域住民主体の協議会を支援(地域の公共交通を育てる)	検討	実施		
(2) 沼津駅バスターミナルを行き先方面別へ再編	令和3年度 実施			
(3) バス停設置等の見直し・改善	順次実施			
(4) バス停の案内表示、デザインの統一	順次実施			
(5) 支払い方法、乗車方法の見直し検討	順次実施			
(6) バスイベント、企業・地区セミナーなどの開催	順次実施			
(7) 共同案内所の設置	検討			
(8) 沼津港のバス乗り場の集約	令和3年度 実施			



## 第4章 地方公共団体による支援の内容

利便増進事業について、本市で支援する内容について以下に示す。

### (1) 運行費の補助

本市の公共交通網を確保、維持していくため、交通事業者に対して運行経費の支援を行います。

### (2) 利便性向上に係る事業の実施

デジタルサイネージ設置や公共交通マップの作成など、利便性向上に係る事業を実施します。

### (3) 市民への情報発信、情報共有の場の設置

利便増進事業でなされる施策について、市民への情報発信を行い、利用促進と施策の効果の最大化に向けて働きかけを行います。

### (4) 地域内交通の導入支援

地域住民主体の協議会等の設置や運営、実証実験等への補助を行い、地域の公共交通を育てるための取り組みを支援します。

### (5) 施策実施のための調査・検討、アドバイザーの招聘

専門的な知見を持った公共交通アドバイザーを招聘し、施策の詳細検討や検討に必要な調査・分析などを行い、施策の熟度を高め効果を最大限引き出すよう取り組みます。